

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画



2030 年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です



令和 6（2024）年 3 月

栗 東 市

目 次

第1章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目的及び位置づけ

1	計画の目的	・・・	1
2	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ	・・・	2
3	基本方針	・・・	3
4	計画年度	・・・	3

第2章 地域の特徴

1	位置	・・・	4
2	土地利用	・・・	5
3	人口	・・・	6
4	産業の概要	・・・	7
5	工業	・・・	8
6	商業	・・・	9

第3章 ごみ処理の現状

1	ごみの定義	・・・	10
2	ごみ処理の流れ	・・・	11
3	ごみ処理のこれまでの経緯	・・・	12
4	ごみ処理に関する処理経費	・・・	13
5	排出量の推移	・・・	14
6	ごみの資源化率	・・・	18
7	ごみの組成	・・・	18
8	収集・運搬システム	・・・	19
8-1	家庭系ごみの収集区域及び収集人口	・・・	19
8-2	家庭系ごみの収集集作業員	・・・	19

8-3	家庭系ごみの収集・運搬計画	・・・20
8-4	家庭系ごみの分別形態	・・・21
8-5	事業系ごみの収集運搬委託及び許可業者	・・・22
8-6	手数料	・・・23
9	処理処分システム	・・・24
9-1	現有施設の状況	・・・24
10	ごみ処理上の課題	・・・26
10-1	減量化・資源化	・・・26
10-2	適正処理	・・・27

第4章 計画条件

1	計画処理区域	・・・28
2	計画収集人口	・・・28
3	ごみ排出量の推計	・・・29
3-1	家庭系ごみの排出量の推計	・・・29
3-2	事業系ごみの排出量の推計	・・・29
3-3	ごみ排出量の推計のまとめ	・・・30

第5章 基本計画

1	ごみの減量化計画	・・・31
1-1	ごみの減量化基本方針	・・・31
1-2	ごみの減量化・資源化の目標の設定	・・・32
1-3	目標にのっとりたごみ排出量の推計方法	・・・33
1-4	目標にのっとりたごみ排出量の推計結果	・・・34
2	収集・運搬計画	・・・35
2-1	家庭系ごみの収集及び運搬に関する基本方針	・・・35
2-2	家庭系ごみの収集及び運搬の範囲	・・・35
2-3	家庭系ごみの収集の内容及び方法	・・・35
2-4	事業系ごみの収集及び運搬に関する基本方針	・・・36
2-5	事業系ごみの収集及び運搬の範囲	・・・36
2-6	事業系ごみの収集及び運搬の方法	・・・36
3	中間処理計画	・・・38
3-1	中間処理に関する基本方針	・・・38

3-2	中間処理の方法及び量	・・・ 38
3-3	エネルギーの有効利用	・・・ 38
3-4	地球温暖化の防止	・・・ 38
3-5	新たな中間処理施設の整備	・・・ 38
4	最終処分計画	・・・ 40
4-1	最終処分に関する基本方針	・・・ 40
4-2	最終処分の方法	・・・ 40
5	その他ごみの処理に関する計画	・・・ 40
5-1	特定家庭用機器（家電4品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	・・・ 40
5-2	パソコン	・・・ 40
5-3	適正処理困難物	・・・ 41
5-4	災害廃棄物	・・・ 41
5-5	不法投棄	・・・ 41
5-6	資源ごみの持ち去り行為者及び無許可の不用品回収業者への対応	・・・ 41
5-7	一般廃棄物収集運搬業の許可	・・・ 41

用語解説	・・・ 42
------	--------

第1章 一般廃棄物処理基本計画の目的及び位置づけ

1 計画の目的

わが国では、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務であるとの認識から、「循環型社会形成推進基本法」が平成13年1月から完全施行されています。

循環型社会形成推進基本法は、廃棄物の適正処理を図る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)、再生利用の推進を図る「資源の有効な利用の促進に関する法律」等の廃棄物・リサイクル対策に関する法律の上位法としての役割を持つ基本法です。循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」などを掲げ、その実現に向けて概ね令和7年までに国が講ずべき施策を示しています。

滋賀県においても、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、令和3年7月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」(以下「県処理計画」という。)を策定しています。

県処理計画では、「循環型社会形成推進基本計画」や「滋賀県環境総合計画」を踏まえ、次の3つの基本方針を掲げ、廃棄物の減量に係る目標や主な取組に係る目標を設定しています。

1. 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進
2. 循環型社会の実現に向けた3R及び環境負荷低減の取組の推進
3. 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

今後は、本市においても循環型社会を実現するために、これまで継続して進めてきた3R+1R^{※1}の4Rについて、リサイクルからリデュース、リフューズやリユースに重点を移す減量化に取り組み、さらなる資源循環などによる環境への負荷をできる限り少なくする取組が必要です。

そこで、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)では、循環型社会の形成に向けて、一般廃棄物の排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分の今後のあり方について取りまとめることを目的とします。

※1 3R+1R：ごみを減らす次の3つの取組について、それぞれのキーワードの頭文字をとって、3R(スリーアール)と呼んでいます。また、栗東市では、この3Rに加えて+1Rとして、リフューズ(Refuse)の取組を推進しています。リフューズとは、断るという意味をもち、ごみになるものを作らない、もらわないことによりごみを減らすことです。

・リデュース(Reduce)：すぐごみになる物を買わないことや物を大事に使うことなどにより、ごみを減らすこと。
・リユース(Reuse)：繰り返し使うこと。
・リサイクル(Recycle)：原材料に戻して使うこと。別のものにして使うこと。

2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、廃棄物処理法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために策定するごみの排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分に関する長期的な総合計画です。本計画の位置づけをフローとして整理し、図1-1に示します。

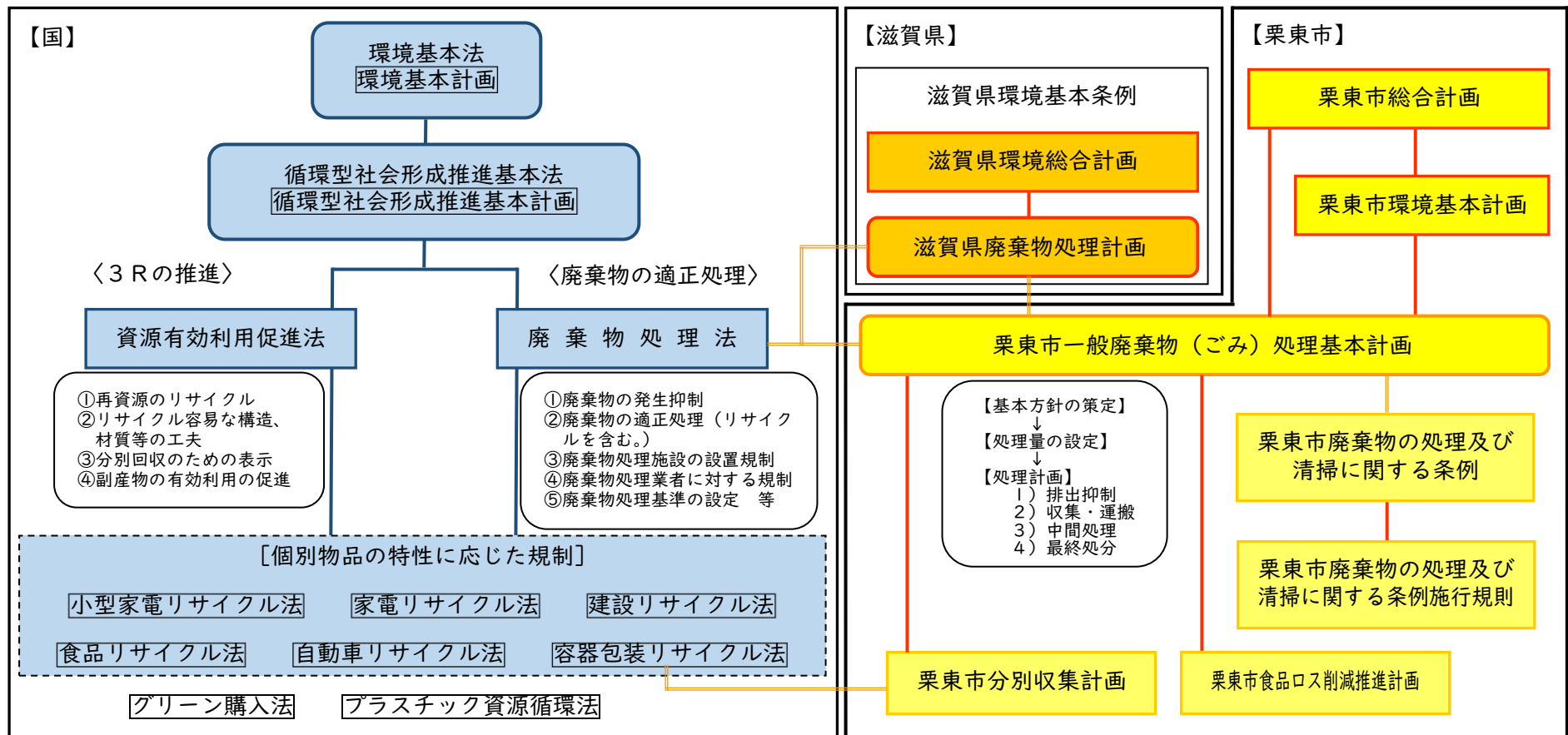


図1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

3 基本方針

本市では、環境センターにおいて、可燃ごみは焼却処理、破碎ごみは破碎・選別処理を行った後、金属の資源化を行っています。

資源化の面では、金属類、ビン類、古紙・古着類、ペットボトル、乾電池、その他プラスチックの分別収集を行っています。また、小型家電、蛍光灯などの水銀使用製品、廃食油の拠点回収を行っています。小型家電は、小型家電リサイクル法で示されているように、リサイクルプラザにおいて、鉄やアルミのみを回収するだけでなく、鉄やアルミ以外のベースメタルやレアメタルを回収するため、外部処理を行っています。

排出抑制の面では、第三次栗東市環境基本計画では、循環型社会を実現するための施策として、ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進めるとしています。平成 22 年度から家庭系ごみのうち可燃ごみ、破碎ごみ、その他プラスチック、粗大ごみを有料の指定ごみ袋や指定シールで出す方式としたことにより、排出量が抑制されています。しかし、資源ごみに比べて可燃ごみの減少量が小さく、ごみの資源化率の低下につながっていることから、今後は、排出されるごみの大部分を占める可燃ごみのさらなる排出抑制が必要です。

また、ごみ処理の有料化や分別収集の徹底によって増加する可能性のある不法投棄や野外焼却などの不法処理を防ぐための対策も必要です。

以上のことから、本計画では、基本方針を次のように設定します。

廃棄物循環型社会の形成を目指し、
「さらなるごみの減量化（リデュース、リユース、リフューズ）の促進」
「さらなる資源化（リサイクル）の促進」
「不法処理の監視の強化」
「未利用資源の利用の推進」
を図る。

4 計画年度

本計画の期間は、令和 6 年度から 10 年間とし、令和 15 年度を目標年度として設定します。

ただし、法律の改正や社会的・経済的情勢の推移によって、この計画の見直しを行うものとします。

第2章 地域の特徴

I 位置

本市は、滋賀県の湖南地域に位置し、図2-1に示すように東部を湖南市、南部を甲賀市、西部を大津市と草津市、北部を守山市と野洲市に接しています。地域的には、京阪神圏の北東部の端にあたり、大阪から60 km、京都から25 km、名古屋から85 kmと名阪のほぼ中間に位置しています。

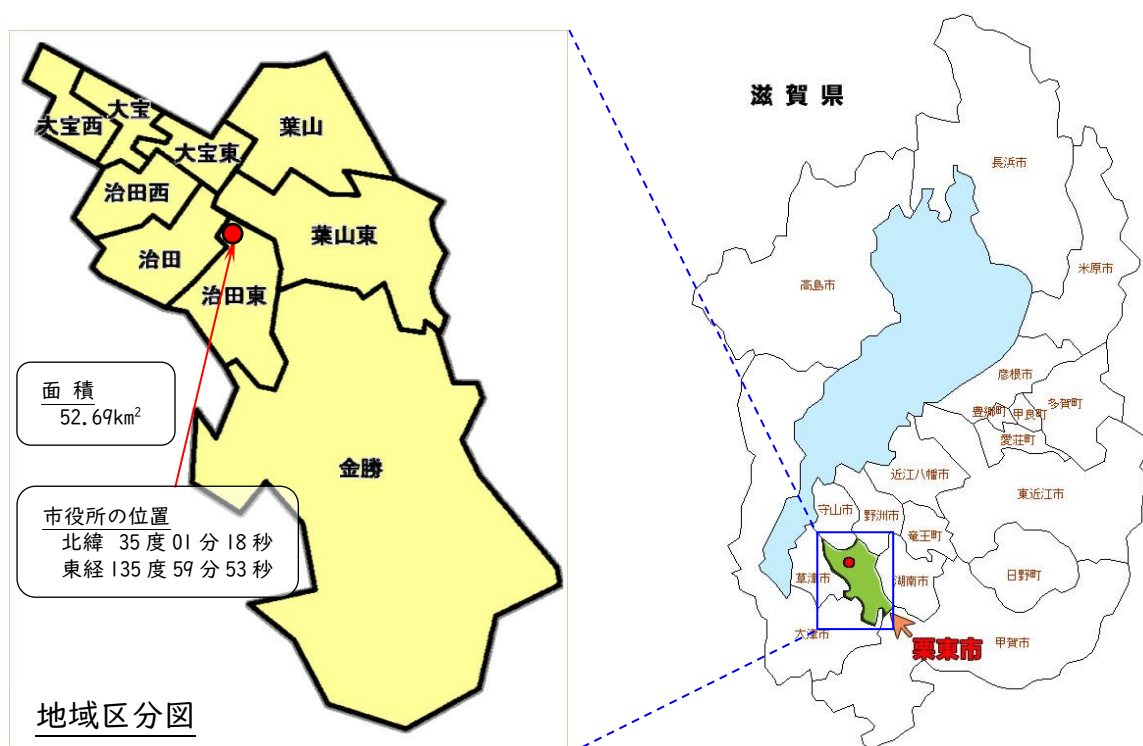


図2-1 栗東市の位置

2 土地利用

本市の土地の利用は、図2-2に示すように山林が全体の41.5%を占めています。山林は、ほとんどが南部地域（金勝地区）に分布しています。

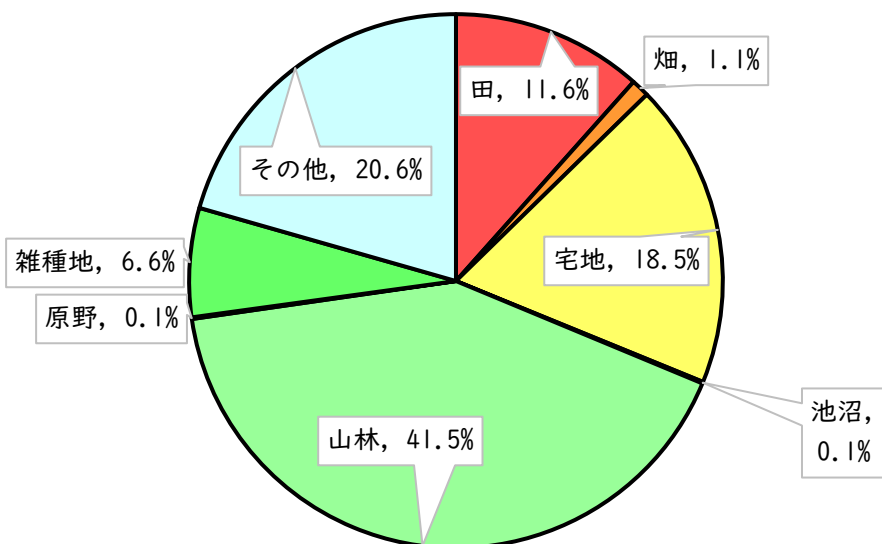


図2-2 地目別土地面積の内訳(令和4年1月1日現在)

宅地は、18.5%となっており、次に示すように年々増加しています。

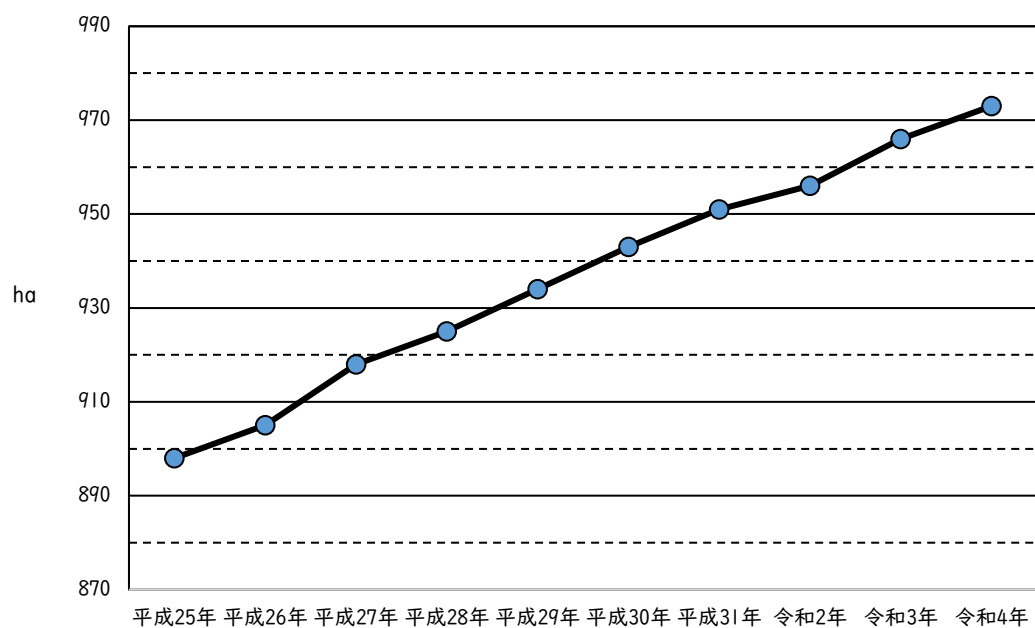


図2-3 宅地面積の変遷

3 人口

本市の人口は、これまで一貫して増加傾向が続いています。全国的に人口が減少期に入るなか、ＪＲ栗東駅周辺を中心に本市への人口流入は続き、令和２年の国勢調査時には 68,820 人で県下９番目の人口を有しています。令和５年３月末現在、70,440 人となり、今後も人口増加の傾向は続くものと考えられますが、増加傾向はこれまでのように大きなものではなく、第六次栗東市総合計画では、令和 17 年には、人口は概ね 72,000 人になるものと想定しています。

１世帯当たりの人員は、平成 13 年の 2.90 人から緩やかに減少を続け、令和 2 年では 2.58 人となっており、単身世帯の増加や核家族化が進行しているものと思われます。次に、本市の年齢、性別ごとの人口構成（人口ピラミッド）を示します。

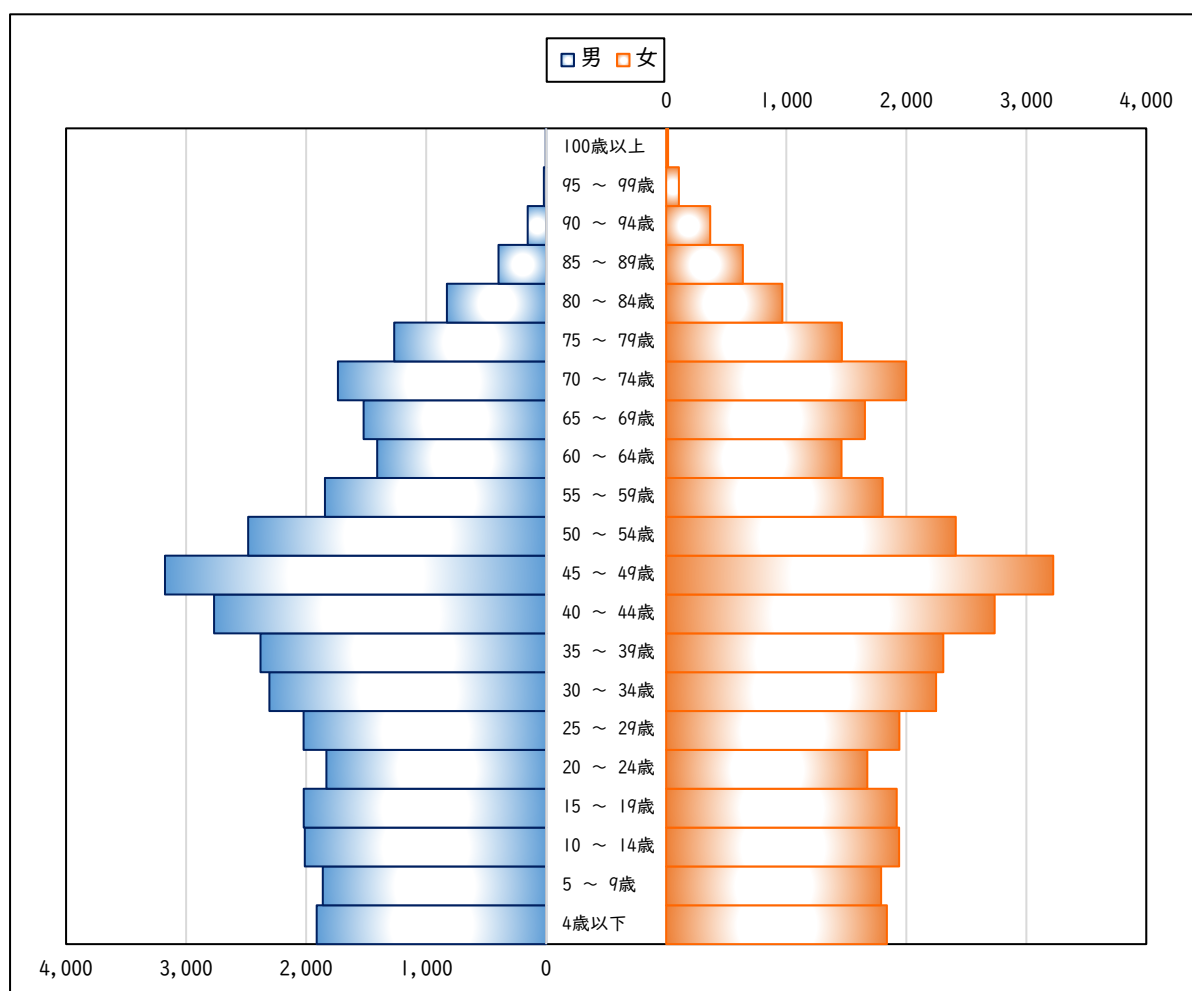


図 2－4 栗東市の人口構成（令和２年国勢調査結果）

4 産業の概要

令和4年度栗東市統計書によると、本市の産業別就業者の割合は、次の円グラフに示すように第3次産業（農林漁業、鉱業、建設業、製造業以外の産業）の割合が大きくなっています。

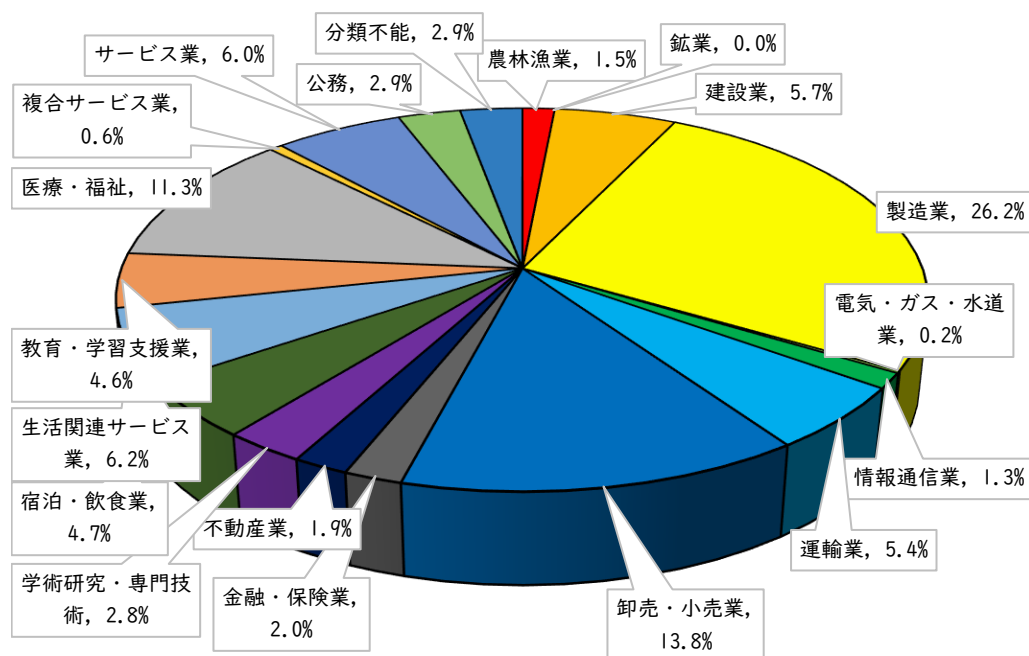


図2-5 令和2年の産業別就業者の割合

産業の推移として事業所数でみると、人口の増加に伴いサービス業、不動産業が増加傾向にあり、その他の産業では、微減又は横ばい傾向となっています。

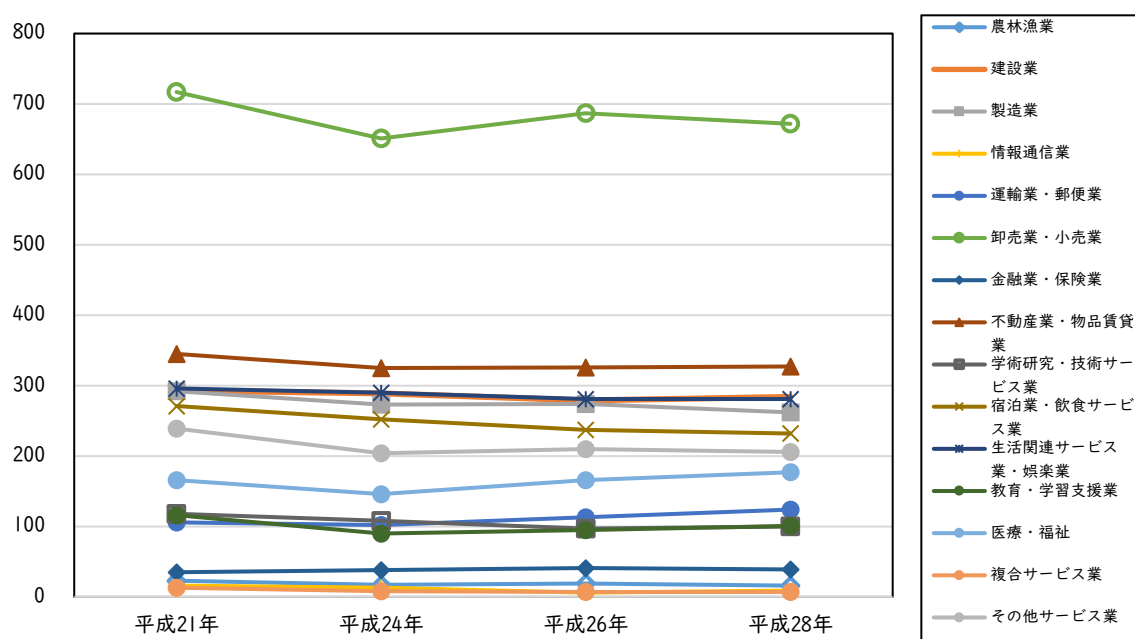


図2-6 産業の推移（事業所数）

5 工業

令和4年度栗東市統計書によると、従業者数は平成24年から増加し、平成28年度に減少したものの、再度増加しています。また、事業所数は、大きな変動はありませんが、全体として減少傾向にあります。

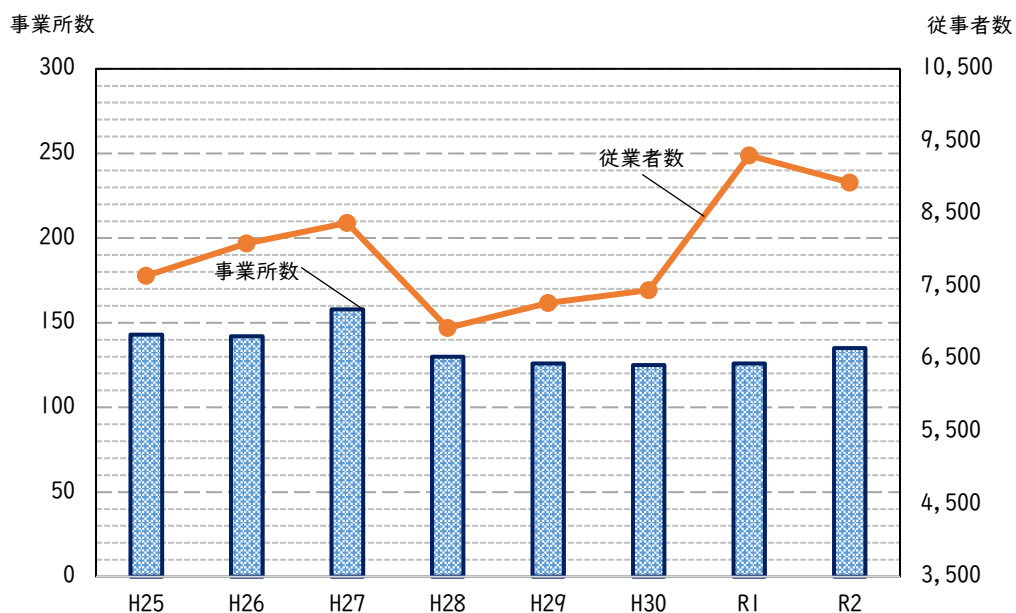


図2-7 工業の推移（事業所数、従業員数）

製造品の出荷額等は、減少している年があるものの、全体としては増加の傾向にあります。

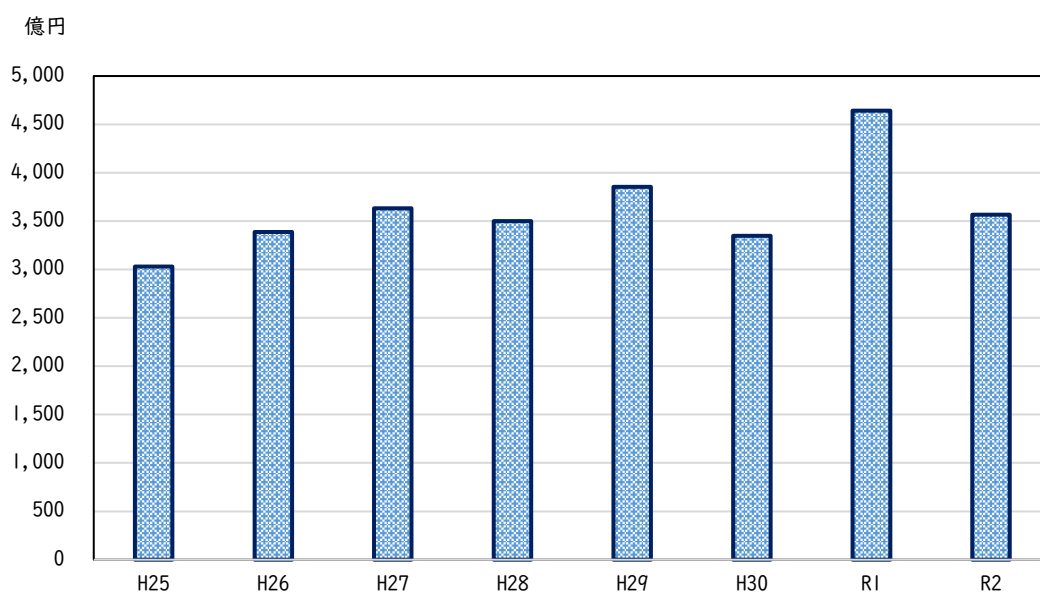


図2-8 工業の推移（製造品出荷額等）

6 商業

令和4年度栗東市統計書によると、商業の内訳は、次のとおりとなっており、卸売業が42.5%、小売業が57.5%となっています。

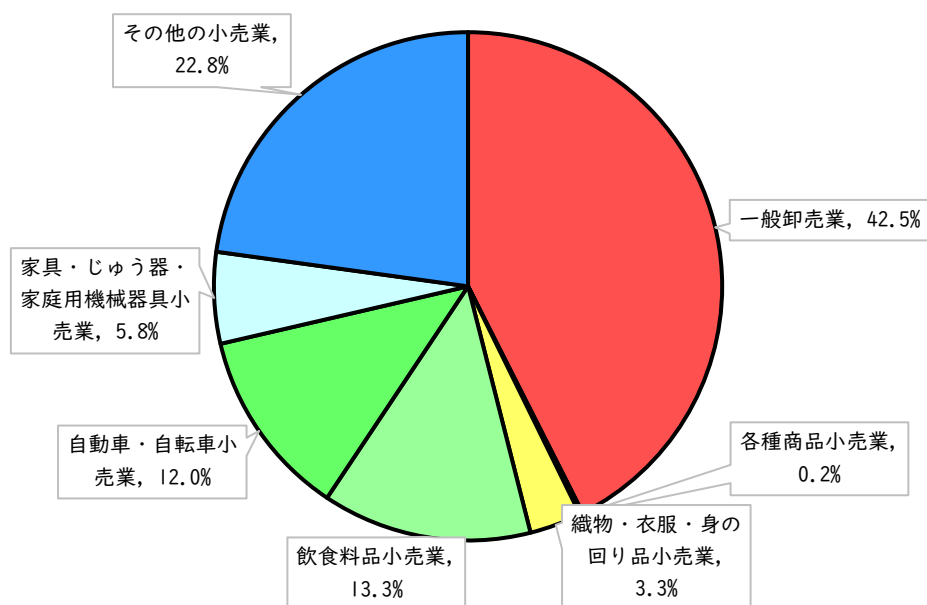


図2-9 商業者数の内訳（平成28年度）

本市の卸売業と小売業を合わせた商業に関する従業員数と年間販売額は、各年で増減はあるものの減少又は横ばい傾向となっています。

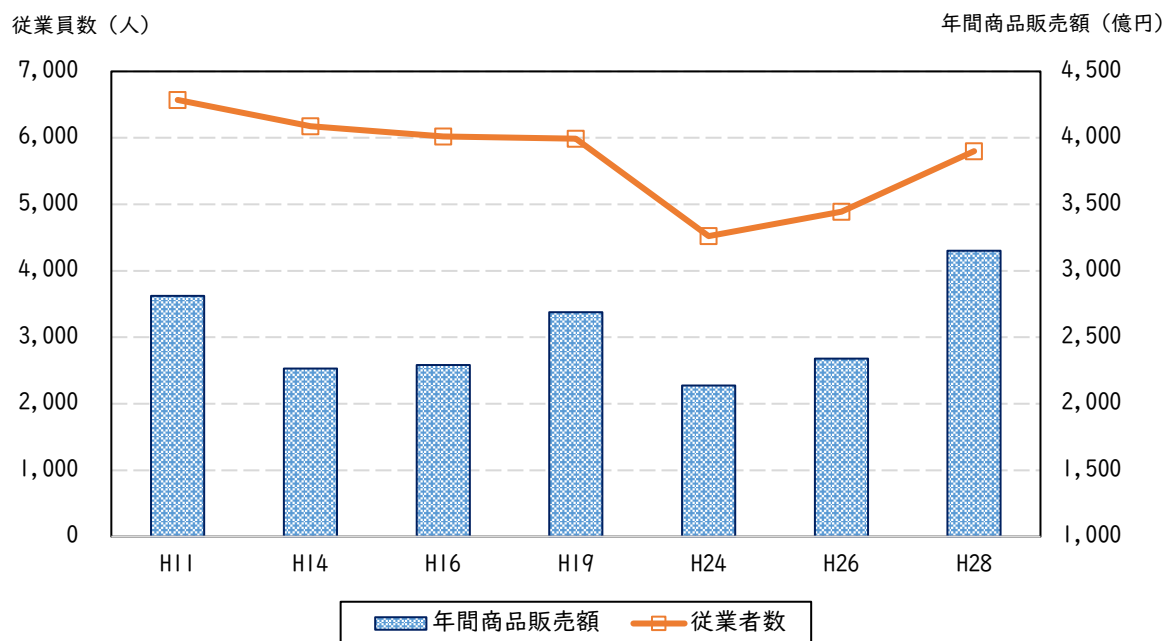


図2-10 商業の推移（年間商品販売額・従業員数）

第3章 ごみ処理の現状

Ⅰ ごみの定義

廃棄物処理法では、図3-1に示すように事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、燃え殻や汚泥など環境に大きな影響を与えるおそれのある特定の種類のものを「産業廃棄物」と定めており、それ以外のものを「一般廃棄物」としています。

産業廃棄物と一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性などがあるものについては、それぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」として、処理方法などが別に定められています。

本計画で対象とする「ごみ」とは、図3-1の黄色で示した一般廃棄物のうち「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」です。

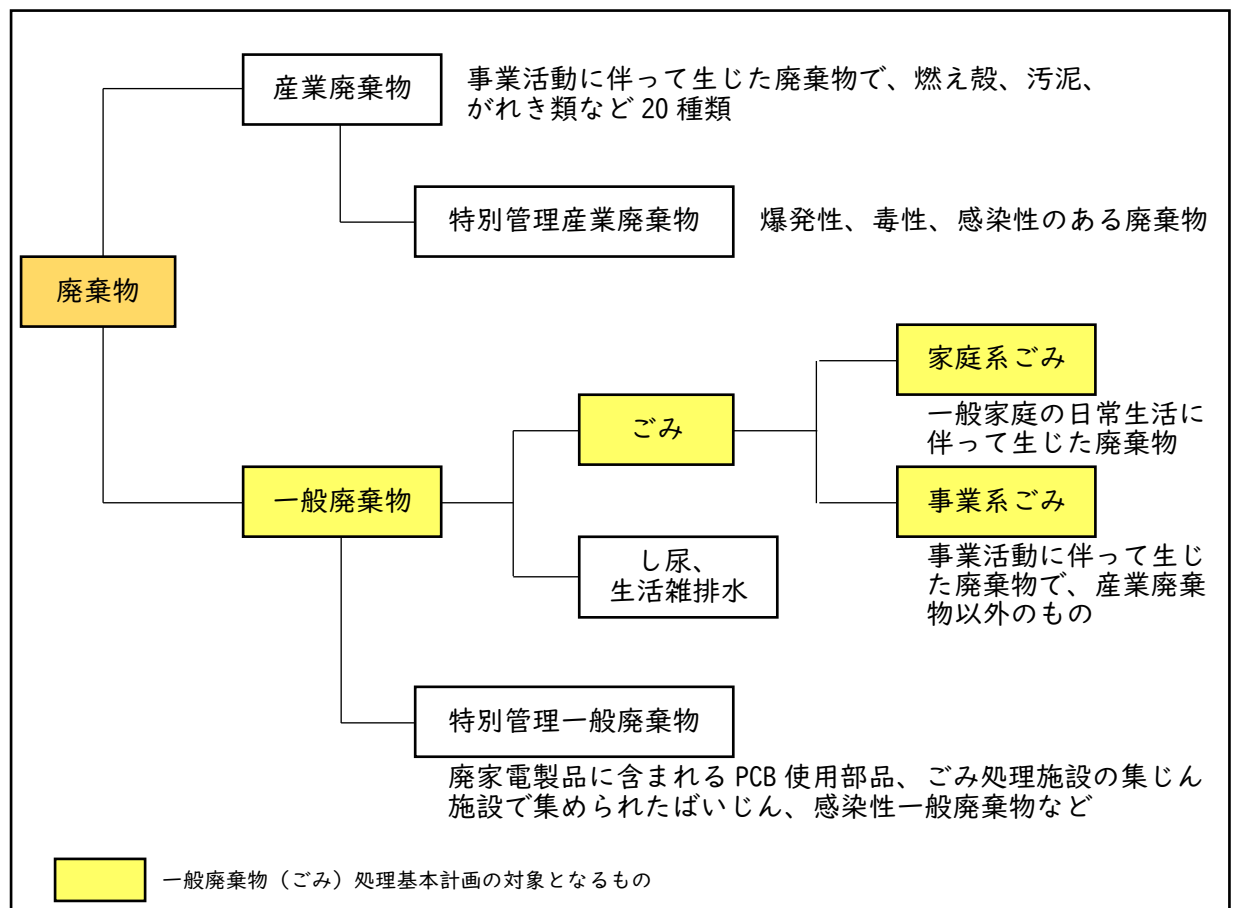


図3-1 廃棄物の区分

2 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、図3-2に示すとおりで、ごみは分別を義務づけ、収集運搬委託・許可業者による搬入や自己搬入により環境センターに搬入されます。

環境センターでは、焼却、破碎、選別等の中間処理と保管を行っています。搬入された可燃ごみは、焼却し、発生した焼却灰やばいじん（焼却飛灰）の一部を路盤材やセメントの原料としてリサイクルしています。環境センター内のリサイクルプラザでは、破碎・粗大ごみは破碎し、選別工程を経て、鉄・アルミの有価物と破碎残渣に選別しています。容器包装プラスチックやペットボトルは、選別工程を経て、圧縮梱包しています。また、公共施設等からの生ごみは、堆肥化施設で土壌改良材としてリサイクルしています。

最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託しており、焼却灰やばいじん（焼却飛灰）を埋立処分しています。市が所有している岡最終処分場では、現在、自治会活動等における環境保全事業に伴う河川等の浚渫土のみを埋立処分しています。

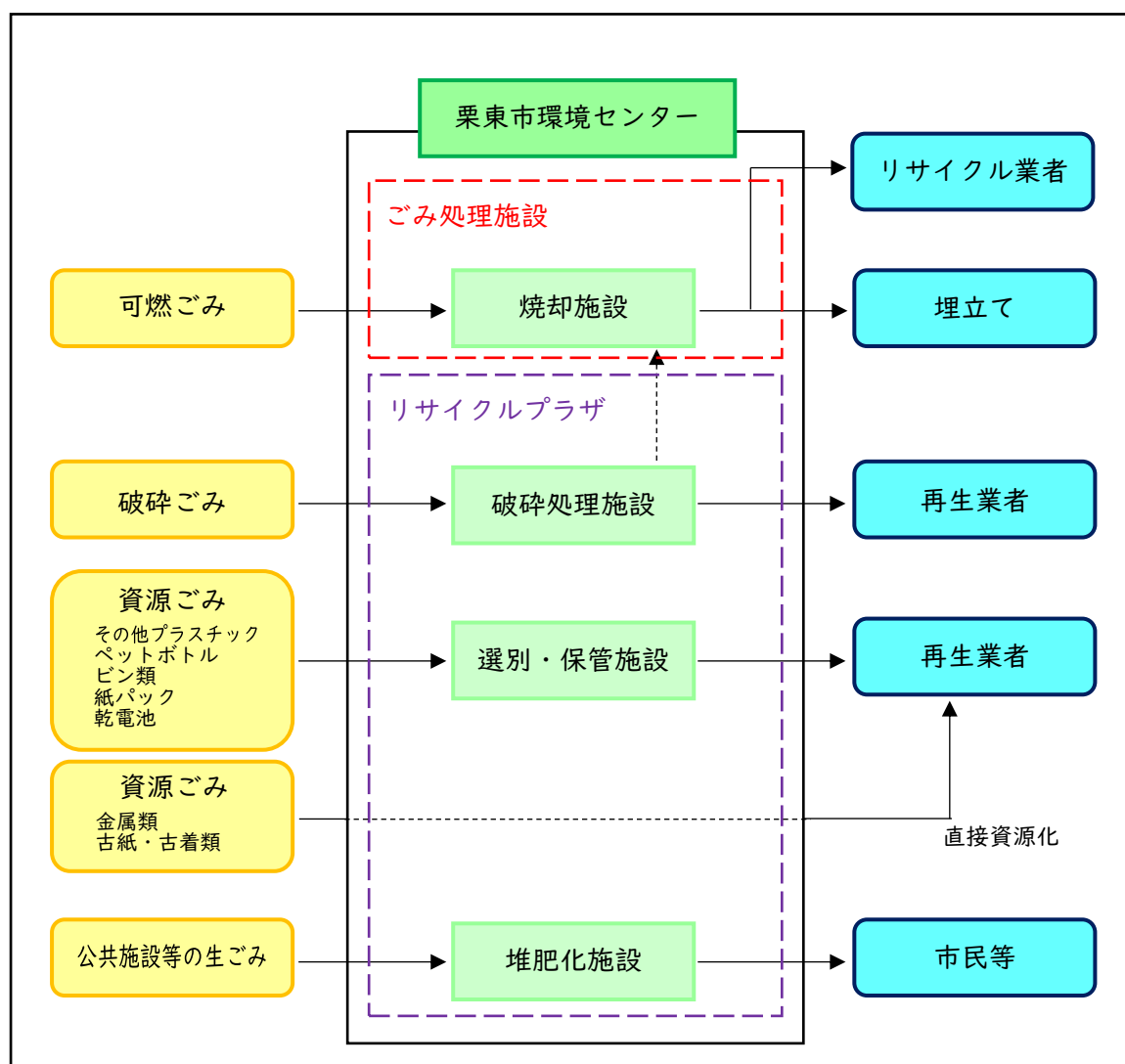


図3-2 栗東市のごみ処理フロー

3 ごみ処理のこれまでの経緯

本市におけるごみ処理のこれまでの経緯は、次に示すように、昭和 51 年に旧環境センターでごみ処理が行われるようになり、昭和 55 年にはごみの分別回収が導入されました。その後も分別方法や項目が追加・変更され、平成 15 年には現在稼働している環境センターが竣工されました。そして、平成 22 年 4 月から分別回収に加えて、家庭系ごみの可燃ごみ、破碎ごみ、その他プラスチックが有料化の対象となりました。

栗東市のごみ処理の経緯

○昭和 51 年 3 月	栗東町環境センター竣工（焼却炉：25t/8hr×2 炉）	5 月運転開始
○昭和 53 年	破碎施設竣工（21t/5hr×1 基）	
○昭和 55 年 10 月	5 種分別収集開始（可燃、ガラス、金属、古紙繊維、破碎）	
○昭和 62 年	古乾電池収集開始	
○平成 2 年 6 月	焼却灰搬出開始（尼崎沖：現在は、神戸沖）	
○平成 3 年 9 月	紙パック回収開始	
○平成 4 年 7 月	ビン類色別収集開始（白、青・緑、茶、黒）	
○平成 6 年 12 月	フロン回収開始	
○平成 11 年 10 月	ペットボトル回収開始	
○平成 12 年 5 月	白色食品トレイ拠点回収開始	
○平成 13 年 4 月	その他プラスチック回収開始、食品廃棄物高速堆肥化処理開始	
○平成 14 年 12 月	新環境センター稼働	焼却施設：38t/日×2 炉、灰溶解施設：10t/日 リサイクル施設：32t/5hr（うち堆肥化施設：1t/日）
○平成 15 年 3 月	新環境センター竣工	
○平成 18 年 4 月	白色食品トレイ・紙パック拠点回収廃止 （白色食品トレイ：その他プラスチックにて回収） （紙パック：古紙・古着にて回収）	
○平成 22 年 4 月	家庭系ごみ（可燃、破碎（粗大を含む。）、その他プラスチック）有料化開始	
○平成 27 年 7 月	小型家電拠点回収開始	
○平成 30 年 4 月	蛍光灯拠点回収開始	
○平成 31 年 4 月	廃食油拠点回収開始	
○令和 5 年 4 月	ペットボトルの水平リサイクル開始	

※可燃ごみ	→ センターで焼却処理	ビン	→ ガラス再生業者へ売却
破碎ごみ	→ センターで破碎処理	古紙・古着	→ 古紙回収業者へ売却
金属	→ 金属回収業者へ売却	乾電池	→ 使用済乾電池リサイクル業者
ペットボトル	→ 飲料ボトル用リサイクル PET 樹脂製造業者へ売却		
その他プラスチック	→ （公財）日本容器包装リサイクル協会へ処理委託		
食品廃棄物（学校給食等）		焼却灰、ばいじん（焼却飛灰）	
	→ 土壌改良材化		→ 民間業者でリサイクル

4 ごみ処理に関する処理経費

本市のごみ処理に関する経費は、図3-3に示すとおりです。

ごみ処理経費やごみ処理経費に処理手数料や資源ごみ売却収入等の歳入分を差し引いた場合の1人あたりの処理経費は、年度ごとに増減はあるものの、全体として増加傾向にあります。その要因としては、経年劣化に伴う環境センターの設備の更新費用が増嵩していることが考えられます。

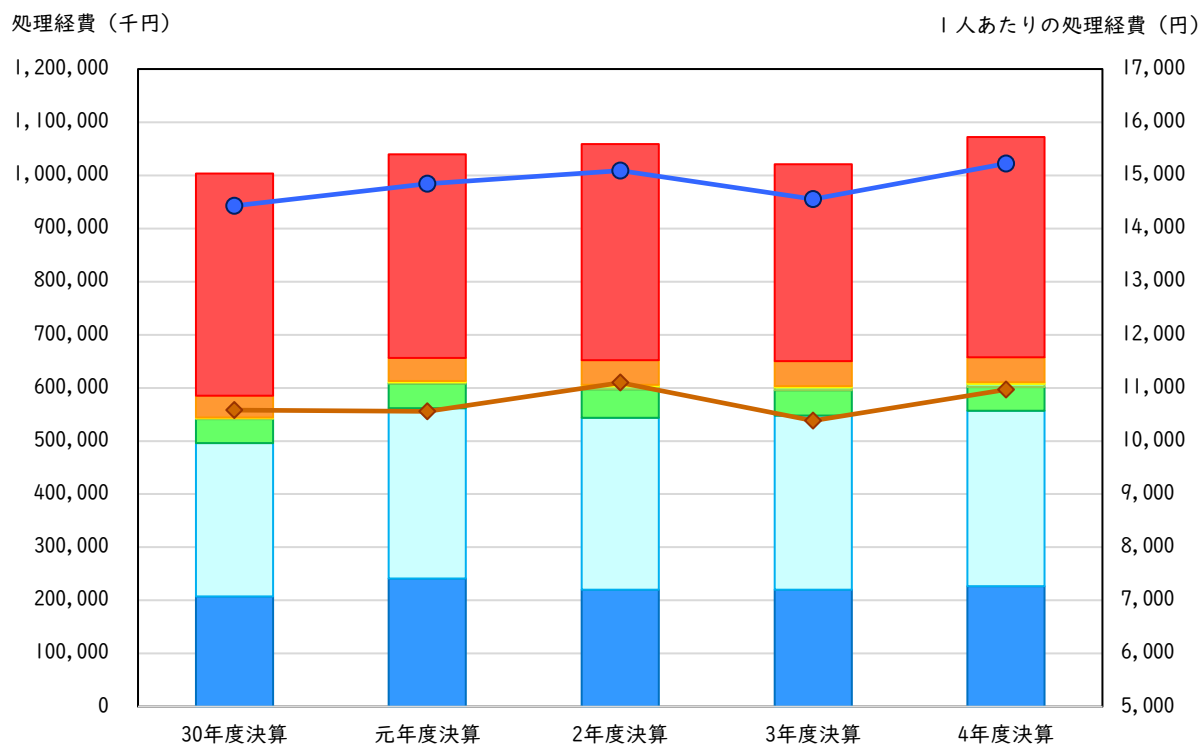


図3-3 ごみ処理経費の内訳と推移

凡例の説明

	環境センター管理運営経費	環境センターを運転するための光熱水費、定期点検、経年劣化による修繕に係る経費
	廃棄物収集経費	ごみカレンダーの印刷、ごみ袋等の製造など一般廃棄物を収集するために必要な経費
	資源ごみ処理事業	ビンやプラスチックの処理に係る経費
	処理困難物等搬出処分経費	乾電池等の処理困難物の処理に係る経費
	大阪湾広域臨海廃棄物処理事業	焼却灰の運搬や埋立てに係る経費
	一般廃棄物収集事業	一般廃棄物の収集委託に係る経費
	一般廃棄物中間処理施設管理運営委託事業	環境センターの管理運営委託に係る経費
	1人あたり処理費（歳入考慮）	1人あたり処理費（歳入考慮）とは、ごみ袋の有料化による収入などを差し引いた後の処理費です。
	1人あたり処理費	

5 排出量の推移

年間排出量の推移として、平成 24 年度から令和 4 年度までの過去 11 年間の年間排出量と人口の推移を図 3－4 に示します。また、平成 30 年度から令和 4 年度までの過去 5 年間については、詳細なごみの排出量の内訳を表 3－1 に示します。

年間排出量で見ると、平成 24 年度と令和 4 年度を比較すると、1.1%減少しています。年間排出量は、平成 22 年 4 月から開始した家庭系ごみの可燃ごみ、その他プラスチック、破碎ごみ、粗大ごみの有料化以後、減少傾向にあります。

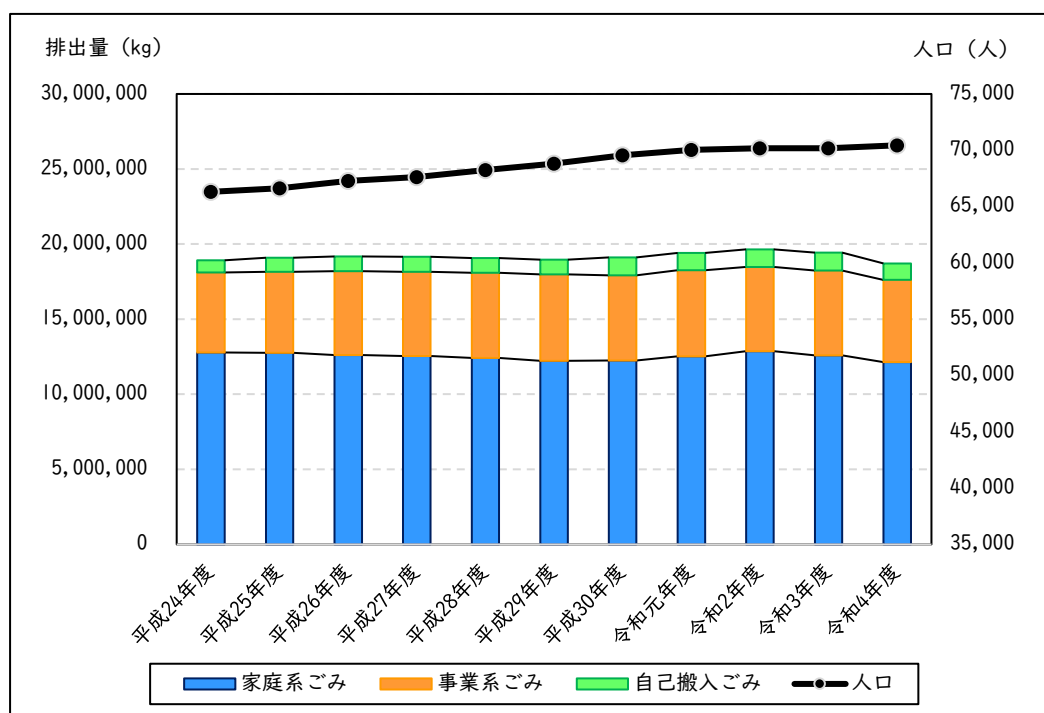


図 3－4 ごみの年間排出量の推移

表 3 - 1 過去 5 年間の年間排出量の実績（単位：kg/年）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
人口（3 / 3 1）		69,560 人	70,042 人	70,166 人	70,173 人	70,440 人
家庭系	可燃ごみ	8,457,520	8,679,380	8,807,150	8,756,990	8,561,590
	破碎ごみ	727,190	752,310	914,900	840,480	761,910
	金属類	169,540	188,670	220,100	206,240	189,710
	ビン類	297,240	295,380	299,640	295,400	285,210
	古紙・古着類	1,551,940	1,535,630	1,518,180	1,412,150	1,292,280
	ペットボトル	119,800	118,350	128,390	132,280	135,010
	電池	14,150	13,720	16,150	14,490	14,190
	その他プラスチック	915,690	934,340	961,520	937,450	898,210
	紙パック	1,960	1,760	1,800	1,910	1,820
	小計	12,255,030	12,519,540	12,867,830	12,597,390	12,139,930
事業系 （公共を含む。）	可燃ごみ	5,206,080	5,280,460	5,157,150	5,226,690	5,119,580
	破碎ごみ	160,730	153,200	155,700	111,100	66,550
	金属類	2,380	2,310	3,270	1,640	1,600
	ビン類	27,150	27,510	28,560	28,550	26,640
	古紙・古着類	206,910	207,750	203,970	203,830	208,520
	ペットボトル	16,560	16,620	18,620	19,480	19,890
	電池	1,730	1,940	1,760	1,860	600
	その他プラスチック	44,490	43,140	43,320	46,440	31,000
	紙パック	0	0	0	0	0
	小計	5,666,030	5,732,930	5,612,350	5,639,590	5,474,380
自己搬入 （家庭・事業所）	可燃ごみ	741,570	694,530	720,230	764,860	724,950
	破碎ごみ	405,370	424,580	394,040	385,770	336,460
	金属類	3,000	3,500	3,400	4,240	4,330
	ビン類	1,900	1,000	1,040	740	1,370
	古紙・古着類	29,810	37,410	47,200	37,730	30,660
	ペットボトル	630	660	160	230	100
	電池	50	0	50	0	10
	その他プラスチック	2,740	3,790	3,460	3,240	2,060
	紙パック	10	0	0	0	0
	小計	1,185,080	1,165,470	1,169,580	1,196,810	1,099,940
合計	可燃ごみ	14,405,170	14,654,370	14,684,530	14,748,540	14,406,120
	破碎ごみ	1,293,290	1,330,090	1,464,640	1,337,350	1,164,920
	金属類	174,920	194,480	226,770	212,120	195,640
	ビン類	326,290	323,890	329,240	324,690	313,220
	古紙・古着類	1,788,660	1,780,790	1,769,350	1,653,710	1,531,460
	ペットボトル	136,990	135,630	147,170	151,990	155,000
	電池	15,930	15,660	17,960	16,350	14,800
	その他プラスチック	962,920	981,270	1,008,300	987,130	931,270
	紙パック	1,970	1,760	1,800	1,910	1,820
	年排出量	19,106,140	19,417,940	19,649,760	19,433,790	18,714,250
	日排出量	52.3 t/日	53.1 t/日	53.8 t/日	53.2 t/日	51.3 t/日

図3-5によると家庭系ごみでは、可燃ごみが約7割を占めており、過去11年間で3.7%増加しています。可燃ごみ以外のごみでは、破碎ごみ、金属類、ペットボトル、乾電池が増加し、これらのごみ以外のごみは減少しています。家庭系ごみ全体では2.4%減少しています。

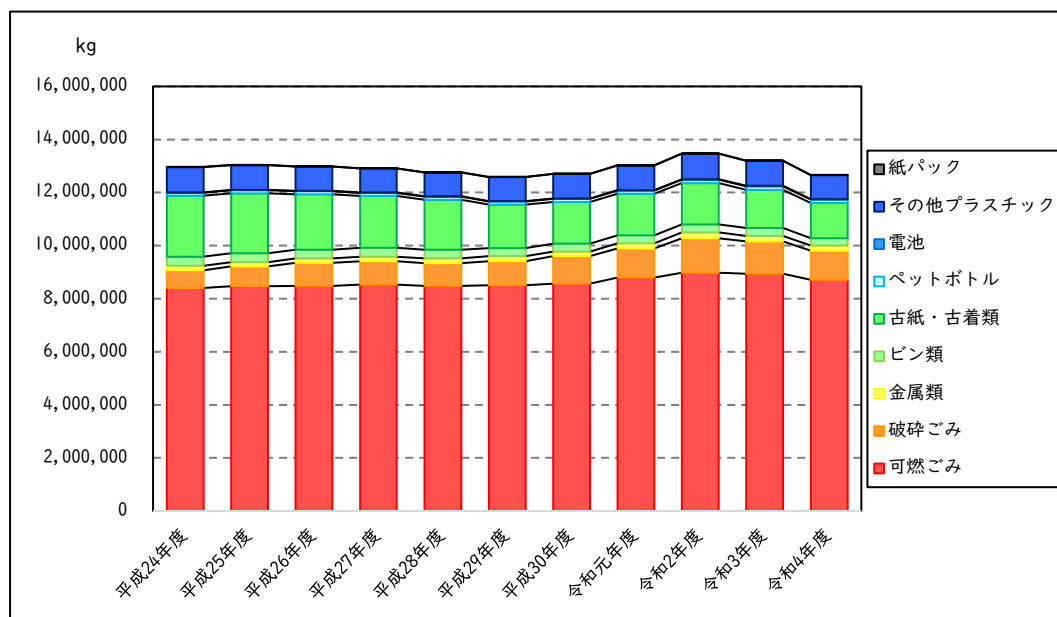


図3-5 家庭系ごみ（種類別）の推移

図3-6によると事業系ごみでは、可燃ごみが約9割とほとんどを占めており、過去11年間で5.2%増加しています。事業系ごみ全体では、1.7%増加しています。

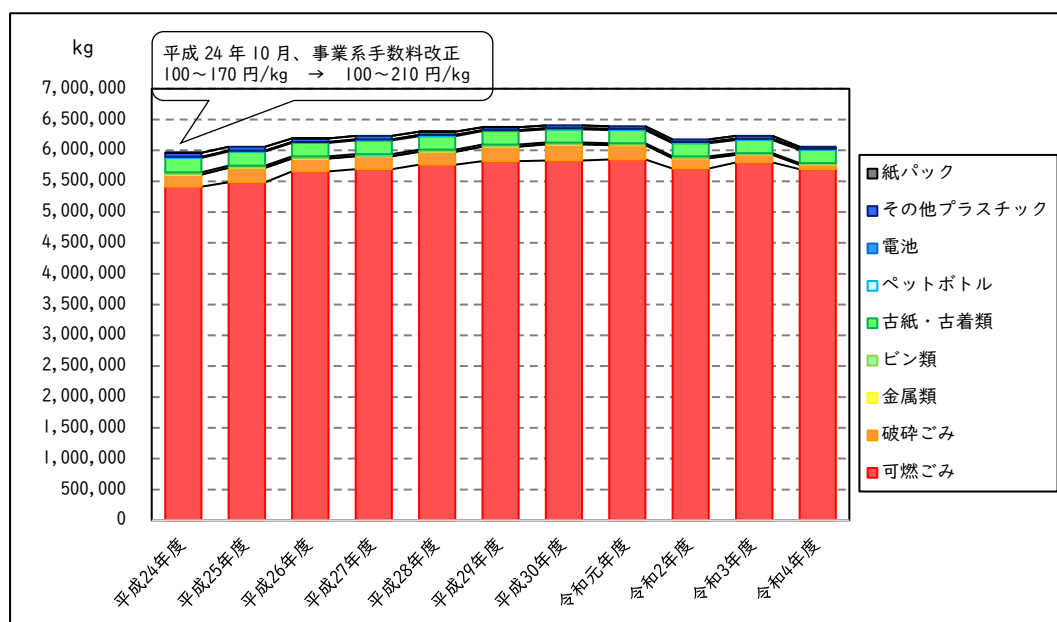


図3-6 事業系ごみ（種類別）の推移

家庭系ごみと事業系ごみの過去11年間の差は、家庭系ごみは2.4%減少している一方、事業系ごみは1.7%増加しています。家庭系ごみは、ごみ処理の有料化をした平成22年度以降は、緩やかに減少しています。

次に、図３－７に示す１人１日あたりの排出量をみると、家庭系可燃ごみは、平成 24 年度以後、概ね横ばいで、345g 前後で推移しています。しかし、ごみ全体の１人１日あたりの排出量では、平成 29 年度までは緩やかに減少していましたが、平成 30 年度以後大幅に増加し、令和 3 年度には滋賀県の１人１日あたりの排出量に近接しています。

ごみ処理の有料化によって、一時的にごみ排出量は減少しましたが、近年では滋賀県の一般廃棄物の１人１日あたりの排出量が減少傾向にあり、本市の１人１日あたりの排出量は滋賀県とほぼ同じ量となっています。

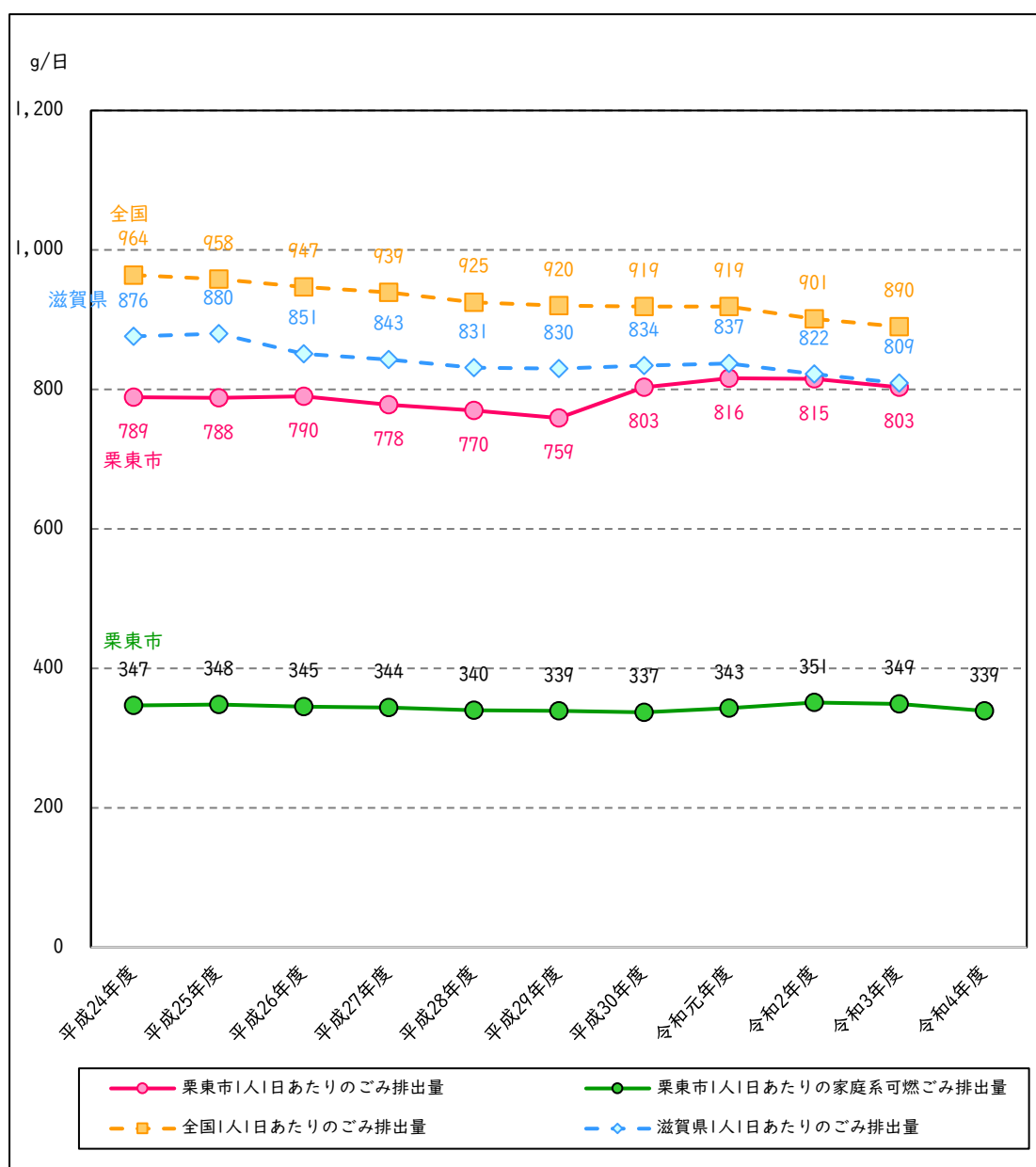


図３－７ １人１日あたりのごみの排出量の推移

データの出典

全国、滋賀県、栗東市（１人１日あたりのごみの排出量）：一般廃棄物処理事業実態調査の結果（環境省）

6 ごみの資源化率

ここでいうごみの資源化率は、ごみの総排出量に対する資源ごみや破碎ごみ、その他プラスチックごみ等から分離されて資源化された量の比率です。

総排出量は、緩やかに減少し、改善されてきていますが、図3-8に示すごみの資源化率は、平成29年度から5年間は低下傾向にあります。これは、総排出量の多くを占める再生利用されずに焼却される可燃ごみの減少量に比べて、資源ごみの減少量が大きいためです。また、平成29年度以後は、焼却灰を路盤材やセメントの原料としてリサイクルしたことから、資源化率が平成28年度以前より上昇しています。

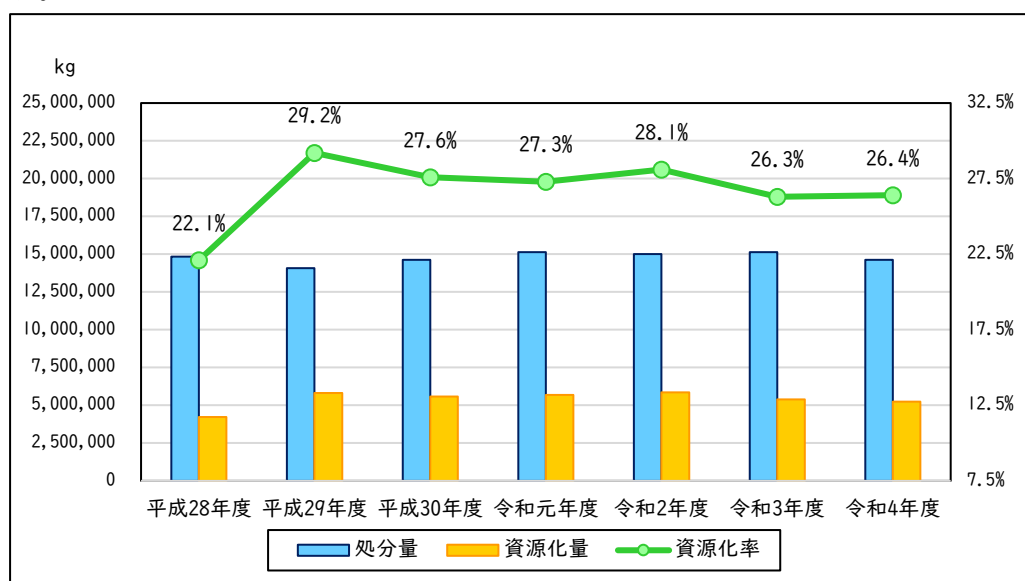


図3-8 ごみの資源化率の推移

7 ごみの組成

環境センターで焼却されるごみの組成（重量比）は、図3-9のとおりです。紙・布類と合成樹脂類（プラスチック類）が焼却されるごみの重量の6割以上を占めています。

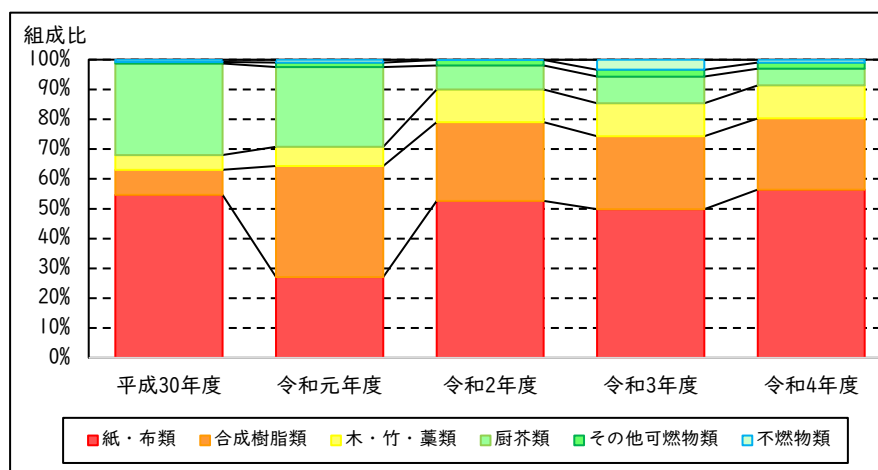


図3-9 環境センターの焼却ごみの組成（各年度の平均）

8 収集・運搬システム

8-1 家庭系ごみの収集区域及び収集人口

収集区域は、次に示すように市内全域を3区域に分けています。

収集区域と人口		
葉山地区・ 葉山東地区	治田地区・治田東地区・ 治田西地区	大宝地区・大宝西地区・ 大宝東地区・金勝地区
15,204 人	27,721 人	27,595 人
令和5年9月30日現在（全人口 70,520 人）		

ごみの収集は、収集区域ごとに行い、ステーション方式でごみ種類別に行っています。一般家庭については、全てのごみ種（可燃ごみ、資源ごみ、破碎ごみ）の委託収集が行われています。

収集人口は、栗東市の全市民を対象とするため、栗東市全人口（住民基本台帳人口）となります。

8-2 家庭系ごみの収集車両及び収集作業員

収集車両及び収集作業員の数を次に示します。

1) 栗東総合産業株式会社

- ・収集作業員：31 人
- ・収集車両
塵芥車

積載重量	台数	収集区域
4 t以上	6 台	治田地区 治田東地区 治田西地区
1 t以上 4 t未満	9 台	大宝地区 大宝西地区
1 t未満	0 台	大宝東地区 金勝地区

ユニック車・トラック車

積載重量	台数	収集区域
4 t以上	1 台	治田地区 治田東地区 治田西地区
1 t以上 4 t未満	5 台	大宝地区 大宝西地区
1 t未満	2 台	大宝東地区 金勝地区

2) 日映興業株式会社

・収集作業員：7人

・収集車両

塵芥車

積載重量	台数	収集区域
4t以上	0台	葉山地区 葉山東地区
1t以上4t未満	4台	
1t未満	0台	

ユニック車・トラック車

積載重量	台数	収集区域
4t以上	0台	葉山地区 葉山東地区
1t以上4t未満	2台	
1t未満	1台	

8-3 家庭系ごみの収集・運搬計画

市内を3区域に分け、次に示すように収集区域ごとのごみ種類別収集日程により収集を行っています。

区 分		収集回数	収 集 区 域			収集方法	収集形態
			葉山・ 葉山東地区	治田・治田東 ・治田西地区	大宝・大宝西・ 大宝東・金勝地区		
可燃ごみ		週 2 回	毎週 月・木曜日	毎週 火・金曜日	毎週 月・木曜日	ステーション方式	委 託
破碎ごみ 粗大ごみ		月 1 回	第 4 水曜日	第 2 水曜日	第 1 水曜日		
ガスライター		月 1 回 (金属類と同日)	第 2 水曜日	第 4 木曜日	第 3 金曜日		
資源ごみ	金属類	月 1 回					
	ビン類	月 1 回	第 3 水曜日	第 2 木曜日	第 1 金曜日		
	古紙・繊維類 紙パック	月 1 回	第 1 水曜日	第 4 水曜日	第 3 水曜日		
	乾電池	月 1 回 (古紙古着類と同日)					
	ペットボトル		月 2 回	第 1・3 金曜日	第 1・3 木曜日		
その他 プラスチック		週 1 回	毎週 火曜日	毎週 月曜日	毎週 火曜日		

8-4 家庭系ごみの分別形態

分別収集するごみの種類及び分別の区分を次の表3-2に示します。

表3-2 分別収集の種類

分別収集種類		
可燃ごみ		台所ごみ、木・竹類（約50 cmに裁断）、靴・スリッパ・皮革製品等、紙・布くず、紙おむつ（汚物を除く。）、生理用品、布団、枕、マットレス、カーペット、ぬいぐるみ、ござ類（約50 cmに裁断）
破砕ごみ		板ガラス、茶碗・皿等、かさ、電球・蛍光灯、鏡、化粧容器（ガラス製を含む。）、ポット、ガラス製コップ、その他金属・ガラス・プラスチック等の合成品
粗大ごみ	大型家具等	タンス、ソファ、机、ベッド、マットレス（スプリング入り）、食器棚等概ね20 kgを超えるもの（1人では持ち運べないもの）
	その他粗大ごみ	自転車、スーツケース、ベビーカー、食器乾燥機等、指定ごみ袋に入らない破砕ごみ、大型家具等以外のもの
資源ごみ	ビン類	無色・透明、茶色、青色・緑色、黒色の4色分別（飲料・調味料等の食品ビンに限る。）
	ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用のPET製ボトル容器
	その他プラスチック	容器（ペットボトルを除く。）、包装、玩具、日用品等のプラスチック製品、食品用トレイ
	金属類	ジュース・缶詰等の空き缶、ガスコンロ（電池を抜く。）、石油ストーブ・石油ファンヒーター（電池・灯油を抜く。）、鍋・やかん類、スプーン・フォーク類、スプレー缶
	古紙・古着類	新聞、雑誌、段ボール、古着類、紙パック
	乾電池	筒形乾電池、平型乾電池
ガスライター		使い切ったガスライター

8-5 事業系ごみの収集運搬委託及び許可業者

事業系ごみの処理は、収集運搬業者への委託又は事業者自身による持ち込みによって行っています。事業系ごみを収集運搬することができる業者は、表3-3に示す委託業者1社と許可業者17社です。

表3-3 事業系ごみの収集運搬委託及び許可業者（令和5年度）

業者名	委託・許可	許可内容
栗東総合産業株式会社	委託	可燃、破碎、資源
日映興業株式会社	許可	可燃、破碎、資源
近畿環境保全株式会社	許可	可燃、資源
原サービス	許可	可燃、資源
太陽清掃社	許可	可燃、資源
有限会社伊藤商店	許可	可燃、資源
安田産業株式会社	許可	可燃、資源
株式会社木下カンセー	許可	可燃、資源
株式会社丸池	許可	可燃、資源
株式会社三峰環境サービス	許可	可燃、資源
株式会社アイランド	許可	可燃、資源
株式会社美濃ラボ	許可	（動物死体及びその糞 マットに限る。感染性 廃棄物を除く。）
マスダ商事株式会社	許可	可燃、資源
日本ウエスト株式会社	許可	可燃、資源
株式会社平成リサイクルセンター	許可	可燃、資源
公益社団法人栗東市シルバー人材センター	許可	可燃、破碎、資源
有限会社クリタ	許可	可燃、資源
三重中央開発株式会社	許可	（焼却灰及びばいじん に限る。）

8-6 手数料

本市では、栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、表3-4に示すごみ処理手数料を定めています。なお、家庭系のその他プラスチックを除く資源ごみについては、全て無料で収集・処理を行っています。

表3-4 ごみ処理手数料（令和5年10月1日現在）

種別	手数料	処理単位	徴収時期
一般廃棄物処理計画による手数料	50 円	可燃ごみ用ごみ袋（45 リットル）1 枚	交付時
	35 円	可燃ごみ用ごみ袋（30 リットル）1 枚	
	20 円	可燃ごみ用ごみ袋（15 リットル）1 枚	
	45 円	その他プラスチック用ごみ袋（45 リットル）1 枚	
	30 円	その他プラスチック用ごみ袋（30 リットル）1 枚	
	50 円	破碎ごみ用ごみ袋（45 リットル）1 枚	
	35 円	破碎ごみ用ごみ袋（30 リットル）1 枚	
	20 円	破碎ごみ用ごみ袋（15 リットル）1 枚	
	500 円	大型家具等用シール 1 枚	
	150 円	その他粗大ごみ用シール 1 枚	
自己搬入による家庭系ごみ処分手数料（指定ごみ袋、シールを使用する場合）	無料	その他プラスチックを除く資源ごみ	搬入時
	無料	可燃ごみ	
	無料	その他プラスチック	
	無料	破碎ごみ	
自己搬入による家庭系ごみ処分手数料（指定ごみ袋、シールを使用しない場合）	100 円	可燃ごみ 10 キログラムごと	搬入時
	100 円	その他プラスチック 10 キログラムごと	
	100 円	破碎ごみ 10 キログラムごと	
	無料	その他プラスチックを除く資源ごみ	
事業系の可燃ごみ、資源ごみ及び破碎ごみ処分手数料	210 円	可燃ごみ	搬入時 ただし、収集運搬許可業者は 1 月ごと いずれも 10 キログラムごと
	210 円	資源ごみ その他プラスチック	
	100 円	資源ごみ ペットボトル	
	100 円	資源ごみ ビン類	
	100 円	資源ごみ 金属類	
	100 円	資源ごみ 古紙類	
犬、猫等の死体処理手数料	210 円	破碎ごみ	処理単位の申請時
	4,500 円	1 頭又は 1 匹	
犬、猫等の死体収集運搬手数料	3,500 円	1 頭又は 1 匹	収集単位の申請時

9 処理処分システム

9-1 現有施設の状況

1) 栗東市環境センター

栗東市環境センターは、平成15年3月に竣工し、稼動後20年が経過しています。

施設の概要は、表3-5に示すとおりで、ごみ処理施設としては、ストーカ炉2基の焼却施設です。焼却灰やばいじん（焼却飛灰）を熔融処理して無害化する灰熔融施設を備えていますが、灰熔融施設から生成されるスラグの需要が低く、また、設備の老朽化が著しいため、平成29年8月から稼動を停止しています。本施設は、焼却能力、耐久性、公害防止機能を最大限に引き出すため、コンピューターによる中央制御システムを採用しています。

また、再生利用を行うためにリサイクルプラザを設置し、破碎ごみ等を縦型高速回転破碎機によって効率よく破碎し、選別工程を経て、鉄やアルミといった有価物と破碎残渣に選別しています。

プラント排水等は、クローズド方式（環境負荷の低減のため、施設で使用した水を場外に排水せず、施設内で再利用すること。）による場内循環使用とし、場外への放流は行っていません。

表3-5 施設の概要

名 称	栗東市環境センター	
所 在 地	栗東市六地藏31番地	
敷地面積	37,697.56 m ²	
建築面積	12,076.81 m ²	
工事着工	平成13年1月	
竣 工	平成15年3月	
ごみ処理施設	焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉
	処理能力	76t/日（38t/24hr×2炉）
灰 熔融施設 （停止中）	炉形式	回転式表面熔融炉（燃料式熔融方式）
	処理能力	10t/日
リサイクルプラザ	破碎、選別対象物	粗大ごみ、破碎ごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、食品残渣
	処理能力	32t/5hr（堆肥化施設分を含む。）
	選別種類	鉄、アルミ、破碎残渣
ストックヤード棟	紙類、古布、紙パック、ビン類、ペットボトル、その他プラスチック、草木類等	
堆 肥化施設	処理能力	1t/日
	対象物	給食等の厨芥ごみ

2) 岡最終処分場

岡最終処分場は、昭和 52 年 10 月から埋立てが開始され、焼却灰と河川汚泥を埋め立てていましたが、平成 9 年 9 月以降は、自治会活動における環境保全事業に伴う河川等の浚渫土のみを埋め立てています。

表 3-6 岡最終処分場の概要

処分場名	栗東市岡最終処分場（管理型）			
所在地	栗東市岡 420 番地			
埋立開始年月	昭和 52 年 10 月			
総面積	5,428 m ²			
埋立地面積	4,000 m ²			
全体容量	24,000 m ³			
ガス抜き	あり			
浸出液の処理方法	膜ろ過方式			
管理体制	直営			
年度	台数（台）	搬入量（m ³ ）	全体埋立量（m ³ ）	残容量（m ³ ）
令和元年度	115	49.6	22,387.9	1,680.4
令和2年度	98	45.8	22,433.7	1,685.0※
令和3年度	112	52.3	22,486.0	1,632.7
令和4年度	123	43.4	22,529.4	1,589.3

※ 令和 2 年度の残容量は、令和 3 年 3 月の測量結果による。

3) 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場（最終処分場）

環境センターから発生した焼却灰やばいじん（焼却飛灰）は、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場（以下「フェニックス」という。）へ搬出し、令和 4 年度では 1,035t が埋立処分されています。

表 3-7 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖処分場の概要

処分場名	位置	規模	
		面積（ha）	埋立容量（万 m ³ ）
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88	1,500
残余埋立容量：219 万 m ³ （令和 5 年 3 月 31 日現在）			

10 ごみ処理上の課題

10-1 減量化・資源化

1) 家庭系ごみ

排出抑制の徹底

家庭系ごみのうち可燃ごみ、破碎ごみ、その他プラスチックは、平成 22 年度に指定ごみ袋・指定シールを使用する有料化が実施され、排出量が減少しました。今後も排出量の抑制を図っていく必要があります。

分別収集の強化

現状で、金属類、ビン類、古紙・古着類、ペットボトル、乾電池、その他プラスチックの分別回収を行っており、今後も、分別強化のための啓発を継続していく必要があります。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）が平成 25 年 4 月に施行されました。小型家電は、破碎ごみとして収集し、鉄やアルミのみを回収してきましたが、現在はピックアップ回収、拠点回収や集団回収の実施により、その他のベースメタルやレアメタルを回収し、資源化を行っています。今後も、小型家電の資源化について検討していく必要があります。

家庭での可燃ごみの減量の推進

- ・ 可燃ごみに依然として多く含まれる紙ごみを古紙として資源ごみに分別することにより、ごみの排出量を減少させ、リサイクル率が上がるように啓発していく必要があります。
- ・ 生ごみ処理容器に対する補助金の交付を行っていますが、今後も一層、生ごみの減量の推進を図っていく必要があります。
- ・ 生ごみの重量を減少させ、燃焼効率を向上させる効果のある生ごみの水切りが行われるように啓発していく必要があります。

2) 事業系ごみ

排出抑制の徹底

- ・ 平成 24 年度に事業系ごみの処理手数料が値上げされたことにより、排出量が減少しました。その後、排出量が増加していますので、さらなる排出抑制を図っていく必要があります。
- ・ また、ごみ排出量への影響が大きい大量排出事業者について、排出抑制、分別の強化等の指導を行っていく必要があります。

分別搬入の徹底

事業系ごみの環境センターへの搬入にあたって、産業廃棄物と厳格に区別した上で、分別搬入の徹底を図っていく必要があります。

可燃ごみに含まれる紙ごみの減量

事業系ごみには、紙ごみが多く含まれています。できる限り、古紙として分別し、ごみの排出量を減少させ、リサイクル率が上がるように分別を徹底する必要があります。

10-2 適正処理

ごみの資源化

ごみの排出量は、減少傾向にありますが、資源化されずに焼却される可燃ごみの減少量に比べて、資源ごみの減少量が大きいため、資源化率は減少傾向にあります。今後は、ごみの排出抑制について、とくに可燃ごみのさらなる排出抑制と分別の推進が必要です。

最終処分

環境センターから最終的に排出される焼却灰やばいじん（焼却飛灰）は、その一部を路盤材やセメントの原料としてリサイクルしていますが、それ以外はフェニックスで埋立処分を行っています。

近畿2府4県169市町村（令和5年3月現在）の焼却灰やばいじん（焼却飛灰）を受け入れているフェニックスの神戸沖埋立処分場は、令和12年度に受入れを終了する予定でしたが、第3期大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の策定とそれに合わせた第2期大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の延伸を検討されているため、引き続きフェニックスで埋立処分を行っていきます。しかし、環境センターから排出される全ての焼却灰やばいじん（焼却飛灰）を埋め立てることができないため、焼却灰やばいじん（焼却飛灰）の再資源化等についてさらなる検討が必要です。

地球温暖化防止

ごみの減量化を推進し、焼却量を減少させることにより、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を削減する必要があります。

第4章 計画条件

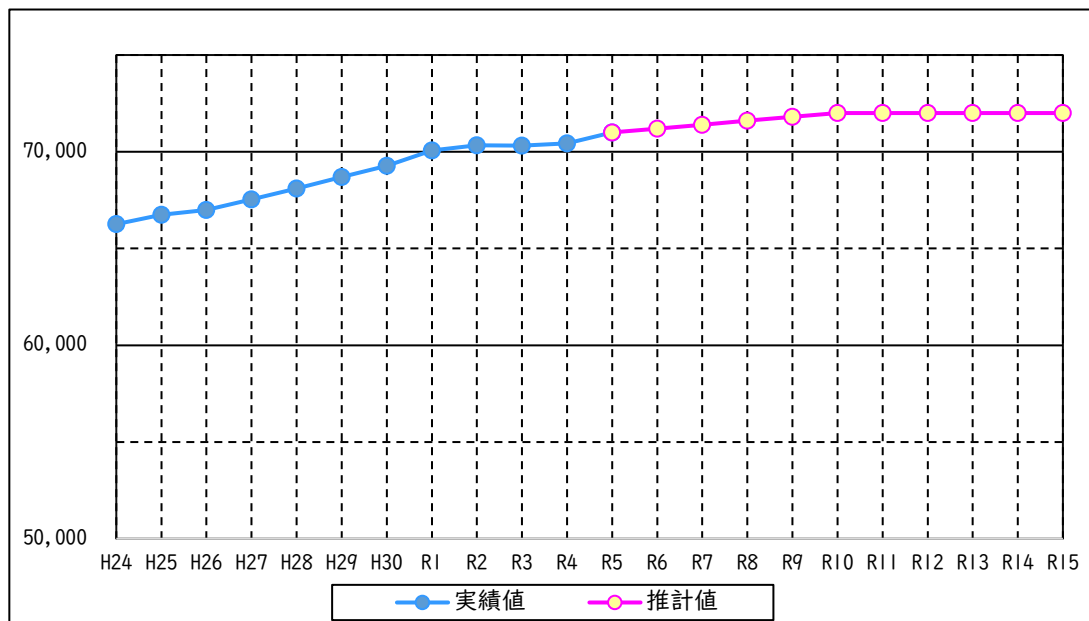
1 計画処理区域

計画処理区域は、市内全域とします。

2 計画収集人口

本市では、市内全域を計画処理区域としており、計画収集人口は、行政区域内人口と同等です。よって、計画収集人口は、行政区域内人口の推計値をもって見通します。

推計値は、第六次栗東市総合計画基本構想で想定されている人口を用いました。ただし、令和5年度から令和10年度までの各年度の人口は示されていないことから、線形で補正しました。



西暦	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
和暦	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年
実績値	68,092	68,701	69,270	70,063	70,340	70,312	70,439	71,000	71,200

西暦	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年	2029 年	2030 年	2031 年	2032 年	2033 年
和暦	R7 年	R8 年	R9 年	R10 年	R11 年	R12 年	R13 年	R14 年	R15 年
推計値	71,400	71,600	71,800	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000

図4-1 計画収集人口の推計（各年度10月1日現在）

3 ごみ排出量の推計

3-1 家庭系ごみの排出量の推計

家庭系ごみの排出量は、過去 12 年間のごみ種ごとの排出原単位（1 人 1 日あたりの排出量）をトレンド分析し、相関の高いものの平均値に将来推計人口を乗じて算出しました。なお、トレンド分析した結果、推計量の相関が低いごみ種については、過去 12 年間の排出量の平均値を排出量としています。また、環境センターに直接搬入される家庭系ごみの排出量も、同様の方法でトレンド分析して推計しています。

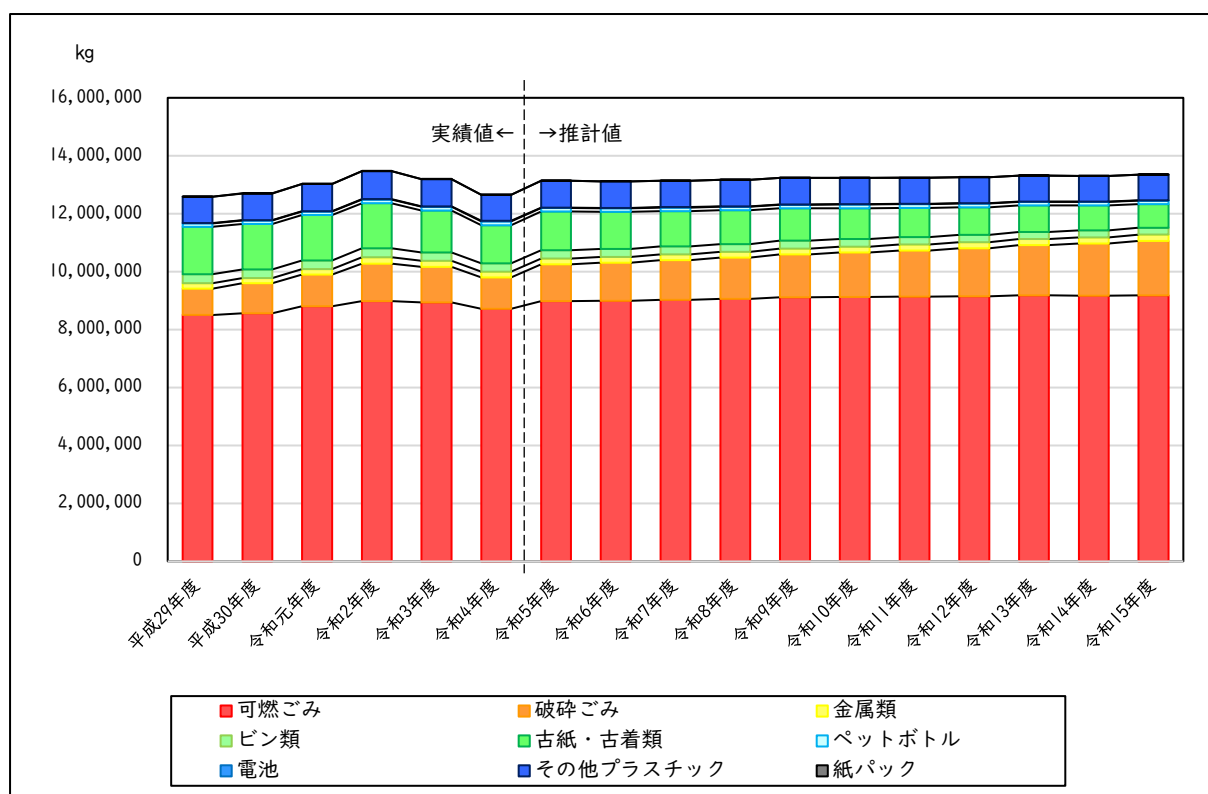


図 4-2 家庭系ごみの排出量の推計結果

3-2 事業系ごみの排出量の推計

事業系ごみの排出量は、増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くと予想されることから、家庭系ごみの排出量の推計と同様に、過去 12 年間の排出量をトレンド分析して推計しました。ただし、排出量が少なく、排出実績のない年度のあるごみ種については、過去 12 年間の排出量の平均値で推移すると推計しています。

事業系ごみをグラフ化したものを図 4-3 に示します。

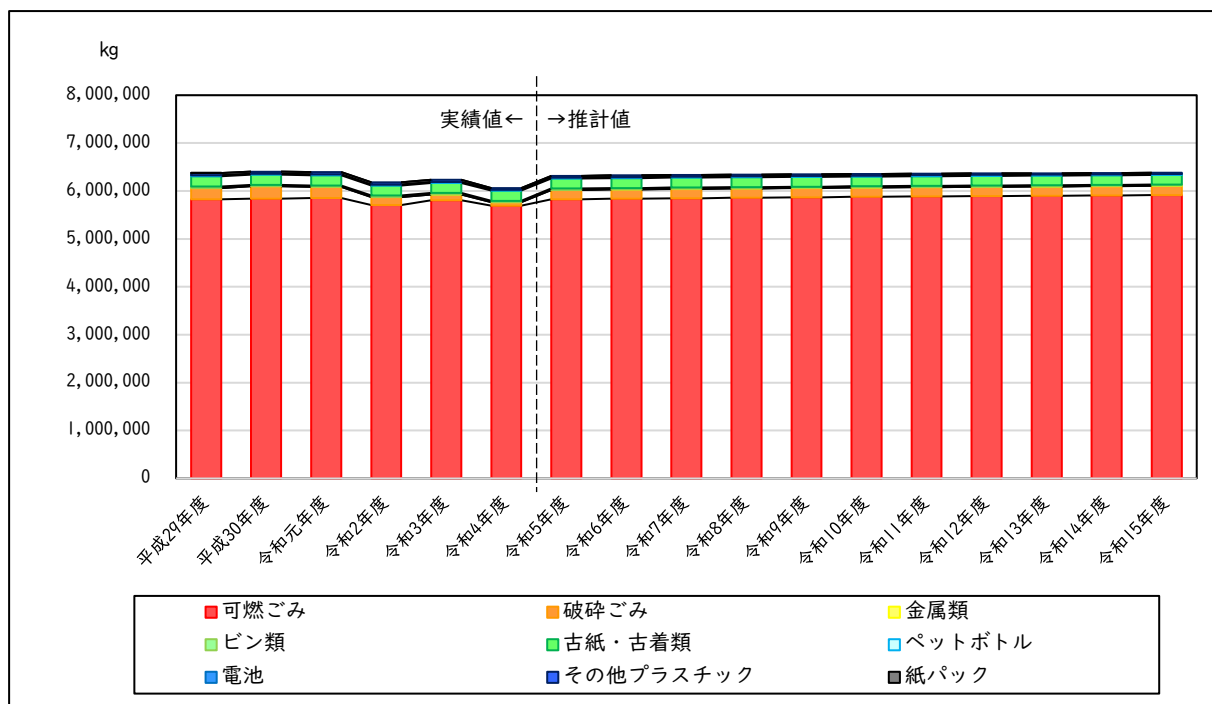


図 4-3 事業系ごみの排出量の推計結果

3-3 ごみ排出量の推計のまとめ

栗東市の全ごみ排出量の推計をまとめて、図4-4に示します。

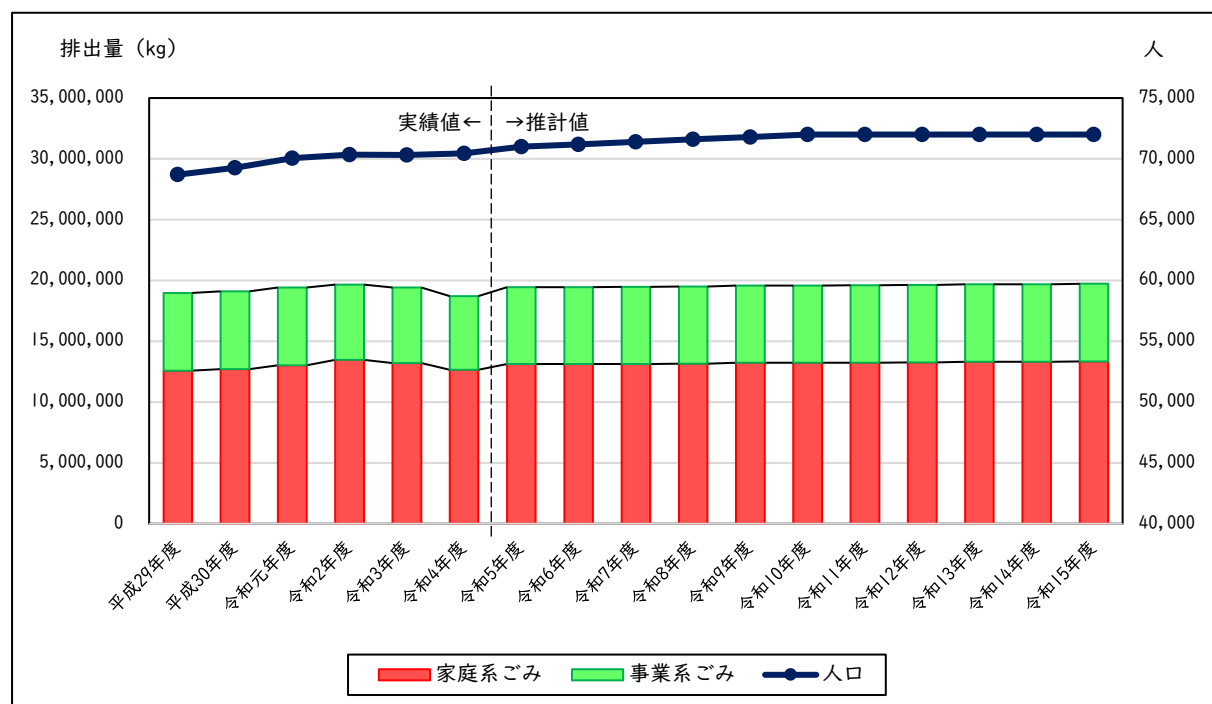


図 4-4 ごみ排出量の推計の結果

第5章 基本計画

I ごみの減量化計画

ごみの減量化として、ごみの発生抑制（リフューズ）、排出抑制（リデュース）を最優先し、次に再使用（リユース）、資源化（リサイクル）を進めます。

本市では、現在、減量化施策として、家庭系ごみの可燃ごみ、破碎ごみ、その他プラスチック、粗大ごみの指定袋・指定シールによる有料化を実施しています。また、可燃ごみに含まれる生ごみについて、生ごみ処理容器設置補助金の交付制度を実施しています。これらの施策に加えて、次のとおり減量化施策を実施します。

Ⅰ－Ⅰ ごみの減量化基本方針

全体

- ・ 市民・事業者へのごみの減量化・資源化（４Ｒ）に関する啓発
パンフレットの作成・配布、広報紙・ホームページへの掲載、出前講座などを通じて、ごみの減量化や資源化の取組を啓発します。
- ・ 可燃ごみ中に残存する資源ごみ（とくに紙くず）の分別の推進、啓発
環境センターで焼却されるごみのうち、古紙・古着やプラスチック類の比率が概ね 60%以上となっており（18 ページ、図 3－9 参照）、可燃ごみから資源ごみを抽出することにより、可燃ごみの減量化と資源化率の上昇が実現できるため、分別の徹底を啓発します。
- ・ 生ごみの減量化対策の推進（水切りの推進・啓発、環境センターにおける堆肥化）
生ごみの水切りによって、重量が軽くなり、減量化ができ、水分率が下がることにより、焼却炉で効率よく焼却できます。また、堆肥化によって、生ごみをごみではなく、資源として利用することで、ごみの減量化につながります。このことから、これらの行動を推進し、啓発します。
- ・ 公共施設における紙ごみのリサイクル
- ・ ごみの減量化やリサイクルに取り組む市民（団体）の活動の支援

家庭系

- ・ 生ごみの減量化対策の推進（生ごみの堆肥化に対する助成制度の継続）
各家庭が生ごみ処理容器を利用して堆肥化することにより、生ごみが資源（堆肥）として活用され、家庭系ごみの排出抑制につながることから、堆肥化の助成制度を継続し、各家庭での堆肥化（生ごみ発生抑制）を推進します。

事業系

- ・ 多量排出事業者へのごみ減量化・資源化の指導
多量にごみを排出する事業者に対し、ごみの減量化や資源化の指導を行います。

1-2 ごみの減量化、資源化の目標の設定

第三次栗東市環境基本計画では、循環型社会を実現するための施策として、ごみの発生抑制を最優先し、次に再使用・再生利用を進めるとしています。また、ごみの安全・安心な適正処理を行うために資源化を図り、環境負荷の低い処理方法を選出するとしています。

本計画では、目標として、第三次栗東市環境基本計画に定める目標値と同じ値を設定します。

■ 目標

項 目	目標値	目標年度
市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量	333g/日以下 (121.5kg/年)	令和15年度
ごみの資源化率	30%以上	

最新のデータである令和4年度では、次のようになっており、市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量及びごみの資源化率のいずれも目標の達成には至っていません。

市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は、17ページの図3-7に示すように、345g/日前後で推移しています。

ごみの資源化は、18ページの図3-8に示すように、焼却灰のリサイクルを開始したことから、平成29年度以後は平成28年度以前と比較して資源化率は上昇していますが、近年は低下傾向にあります。

■ 現況

項 目	現況値（令和4年度）	達成率※
市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量	339g/日 (123.7kg/年)	98.2%
ごみの資源化率	26.4%	88.0%

※ 目標値に対する現況値の割合を達成率としています。

1-3 目標にのっとったごみ排出量の推計方法

目標の一つとして、ごみの資源化率を 30%以上にするとしていますが、資源化率を上げるためには、次の 2 つの方法が考えられます。

1. 資源化できないごみのみを減らす。 (ごみの総排出量は減少する。)
 2. 焼却されるごみから資源化できるごみを分別（抽出）する。 (ごみの総排出量は増減しない。)

1. の場合は、令和 4 年度の実績値で考えると、資源化率 30%を達成するには、家庭系可燃ごみ 19.1%+事業系可燃ごみ 15%の削減に相当し、実現が難しい削減量となります。

2. の場合は、焼却されるごみから資源ごみを抽出するため、家庭や事業所からのごみの排出量を削減する必要はありませんが、さらなる分別の努力が必要となります。令和 4 年度の実績値で考えると、資源ごみ（紙類やプラスチック類）を家庭系及び事業系可燃ごみからそれぞれ 4.1%分を新たに抽出することに相当します。日量に換算すると家庭系可燃ごみから 0.96t/日、事業系可燃ごみから 0.58t/日で合計 1.54t/日に相当します。

焼却されるごみ（ほとんどが可燃ごみに由来する）の組成は、環境センターの実測値で、紙・布類とプラスチック類で 60%程度を占めますので（18 ページの図 3-9 を参照）、新たに可燃ごみから 4.1%分の資源ごみを抽出することは可能と考えます。

資源化率は、資源ごみから実際に資源化される量や資源ごみ以外からのごみから分別されて資源化される量によって変動するため、単純に資源ごみの総排出量に対する比率では算出できません。このことから、令和 4 年度のごみの排出及び資源化状況が今後も続くと仮定して、29 ページの第 4 章 3-1 から 30 ページの第 4 章 3-3 で推計した可燃ごみから新たに重量比 4.1%分の資源ごみを分別（抽出）できれば、資源化率 30%を達成できるものと考え、目標にのっとった推計は、啓発活動等により次に示す表 5-1 のように段階的に達成するものとして行いました。

表 5-1 「可燃ごみ」から「古紙・古着類」へ分別される割合の設定

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
抽出率	0%	0%	1%	1%	2%	2%	3%	3%	4%	4%	4.1%

※ 抽出率：「可燃ごみ」から「古紙・古着類」へ分別されるごみの可燃ごみに対する重量比率

1-4 目標にのっとったごみ排出量の推計結果

家庭系ごみの推計結果を図5-1に、事業系ごみの推計結果を図5-2に示します。

29ページと30ページで示した減量化対策をとらない推計値と比べて、可燃ごみから資源ごみ（古紙・古着類）を分別（抽出）するため、人口が増加する状況下であっても可燃ごみの排出量は微減していきます。また、資源ごみである古紙・古着類は、可燃ごみからの新たな分別（抽出）により増加します。

この推計結果では、目標年度の令和15年度時点における市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は、335g/日となり、目標の333g/日を達成できません。目標を達成するためには、可燃ごみの排出量を一層減らす必要があります。

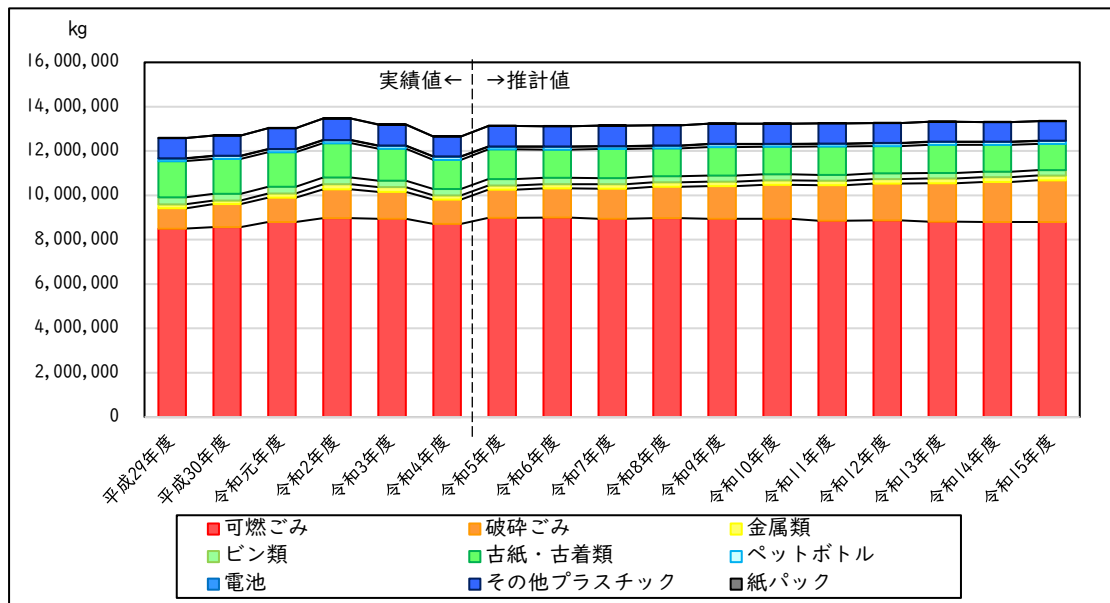


図5-1 家庭系ごみの合計排出量の予測結果（資源ごみの抽出の考慮後）

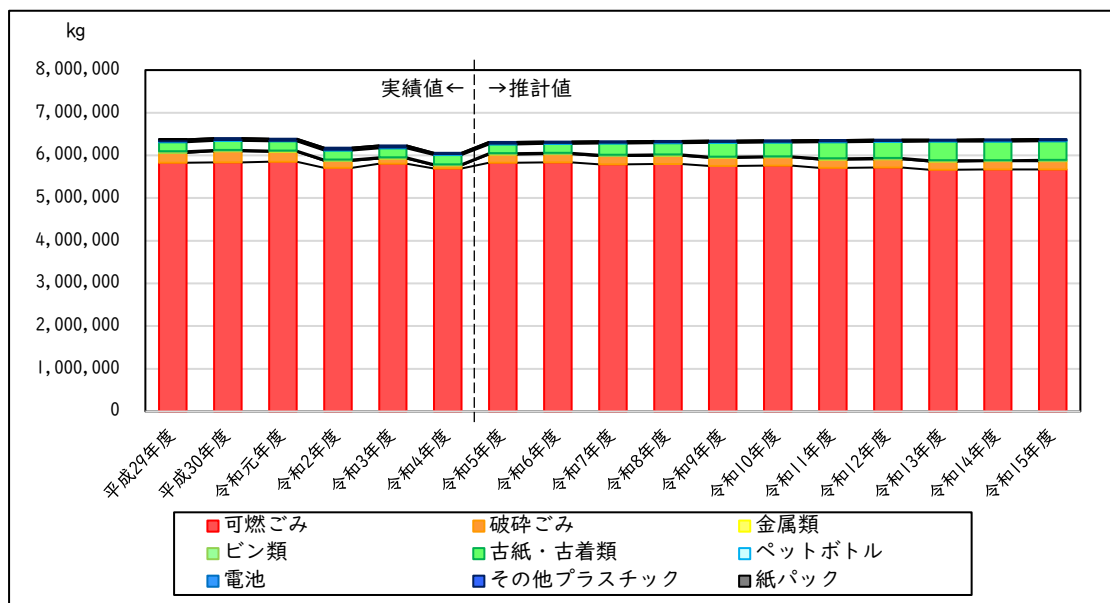


図5-2 事業系ごみの合計排出量の予測結果（資源ごみの抽出の考慮後）

2 収集・運搬計画

2-1 家庭系ごみの収集及び運搬に関する基本方針

- ・ 市民の意見を広く取り入れた、ごみの分別の啓発・取組を推進する。
- ・ 効率のよい収集・運搬を行う。

2-2 家庭系ごみの収集及び運搬の範囲

収集及び運搬の範囲は、栗東市内の全域とします。

2-3 家庭系ごみの収集の内容及び方法

家庭系ごみの収集は、基本的には現状から変更せず、ステーション方式で事業者
に委託し、市内を3区域に分け、表5-2に示すように収集区域ごとのごみ種類別
収集日程により収集を行います。

ビン類は、これまで無色透明ビン、茶色ビン、黒色ビン、青色・緑色ビンの4色
に分別して、収集してきましたが、図5-3に示すように黒色ビンの搬出がほとん
どないため、令和7年4月から無色透明ビン、茶色ビン、その他のビンの3色で収
集します。

表5-2 収集運搬計画

区 分		収集回数	収 集 区 域			収集方法	収集形態
			葉山・ 葉山東地区	治田・治田東 ・治田西地区	大宝・大宝西・ 大宝東・金勝地区		
可燃ごみ		週 2 回	毎週 月・木曜日	毎週 火・金曜日	毎週 月・木曜日	ステーション方式	委 託
破碎ごみ 粗大ごみ		月 1 回	第 4 水曜日	第 2 水曜日	第 1 水曜日		
ガスライター		月 1 回 (金属類と同日)	第 2 水曜日	第 4 木曜日	第 3 金曜日		
資源ごみ	金属類	月 1 回					
	ビン類	月 1 回	第 3 水曜日	第 2 木曜日	第 1 金曜日		
	古紙・繊維類 紙パック	月 1 回	第 1 水曜日	第 4 水曜日	第 3 水曜日		
	乾電池	月 1 回 (古紙古着類と同日)					
	ペットボトル		月 2 回	第 1・3 金曜日	第 1・3 木曜日		
その他 プラスチック		週 1 回	毎週 火曜日	毎週 月曜日	毎週 火曜日		

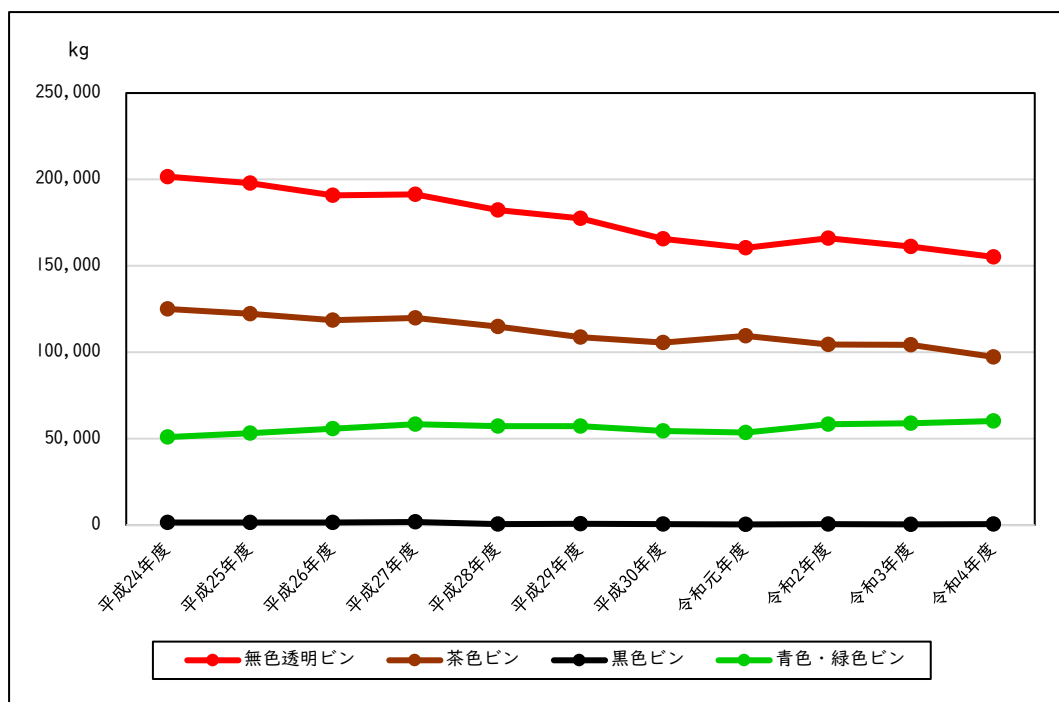


図 5 - 3 ビン（色別）の排出量の推移

2 - 4 事業系ごみの収集及び運搬に関する基本方針

- ・ 効率のよい収集・運搬を行う。
- ・ 委託・許可業者の監視及び指導を行う。

2 - 5 事業系ごみの収集及び運搬の範囲

収集及び運搬の範囲は、栗東市内の全域とします。

2 - 6 事業系ごみの収集の内容及び方法

事業系ごみの収集運搬は、収集運搬業者への委託又は事業者自らによる持込みによって行っています。事業系ごみを収集運搬することができる事業者は、表 5 - 3 に示す委託業者 1 社と許可業者 18 社です。

表５－３ 収集委託及び許可業者（令和６年度）

業者名	委託・許可	許可内容
栗東総合産業株式会社	委託	可燃、破碎、資源
日映興業株式会社	許可	可燃、破碎、資源
近畿環境保全株式会社	許可	可燃、資源
原サービス	許可	可燃、資源
太陽清掃社	許可	可燃、資源
有限会社伊藤商店	許可	可燃、資源
安田産業株式会社	許可	可燃、資源
株式会社木下カンセー	許可	可燃、資源
株式会社丸池	許可	可燃、資源
株式会社三峰環境サービス	許可	可燃、資源
株式会社アイランド	許可	可燃、資源
株式会社美濃ラボ	許可	（動物死体及びその糞 マットに限る。感染性 廃棄物を除く。）
マスダ商事株式会社	許可	可燃、資源
株式会社猪名川動物霊園	許可	（動物死体及びその糞 マットに限る。感染性 廃棄物を除く。）
日本ウエスト株式会社	許可	可燃、資源
株式会社平成リサイクルセンター	許可	可燃、資源
公益社団法人栗東市シルバー人材センター	許可	可燃、破碎、資源
有限会社クリタ	許可	可燃、資源
三重中央開発株式会社	許可	（焼却灰及びばいじん に限る。）

3 中間処理^{※2}計画

3-1 中間処理に関する基本方針

- ・ 減量化率・資源化率の高い中間処理
- ・ エネルギーの有効利用
- ・ 中間処理施設の周辺環境保全
- ・ 公共施設から排出される食品残渣の堆肥化の推進

3-2 中間処理の方法及び量

処理方法は、現状では資源ごみを環境センターの設備を考慮して分別しているため、今後も分別方法は現状と同様とします。計画処理フローを令和4年度の実績値とともに、図5-4に示します。

3-3 エネルギーの有効利用

現況の焼却施設で発生している排熱を回収して、環境センター内で利用するサーマルリサイクルを実施します。

3-4 地球温暖化の防止

ごみの減量化対策により焼却量を減らし、二酸化炭素の排出量を削減します。また、生ごみの資源化（堆肥化）、水切りの啓発により、焼却ごみに含まれる水分量を減らし、助燃剤の使用を削減します。

3-5 新たな中間処理施設の整備

栗東市環境センターは、平成15年3月の稼動後20年が経過しており、老朽化が進んでいます。

新たな中間処理施設については、令和3年9月に策定した「ごみ処理施設整備基本計画」に基づき、エネルギー回収型廃棄物処理施設（ストーカ方式70t/日又はハイブリッド方式（焼却64t/日＋メタンガス化27t/日））及びマテリアルリサイクル推進施設（19t/5h）の整備を検討します。また、その他の処理方式については、継続して情報収集を行っていきます。

^{※2} 中間処理とは、廃棄物が最終処分（埋立て）される前に行われる焼却、脱水、乾燥、中和、破碎などの処理をいいます。

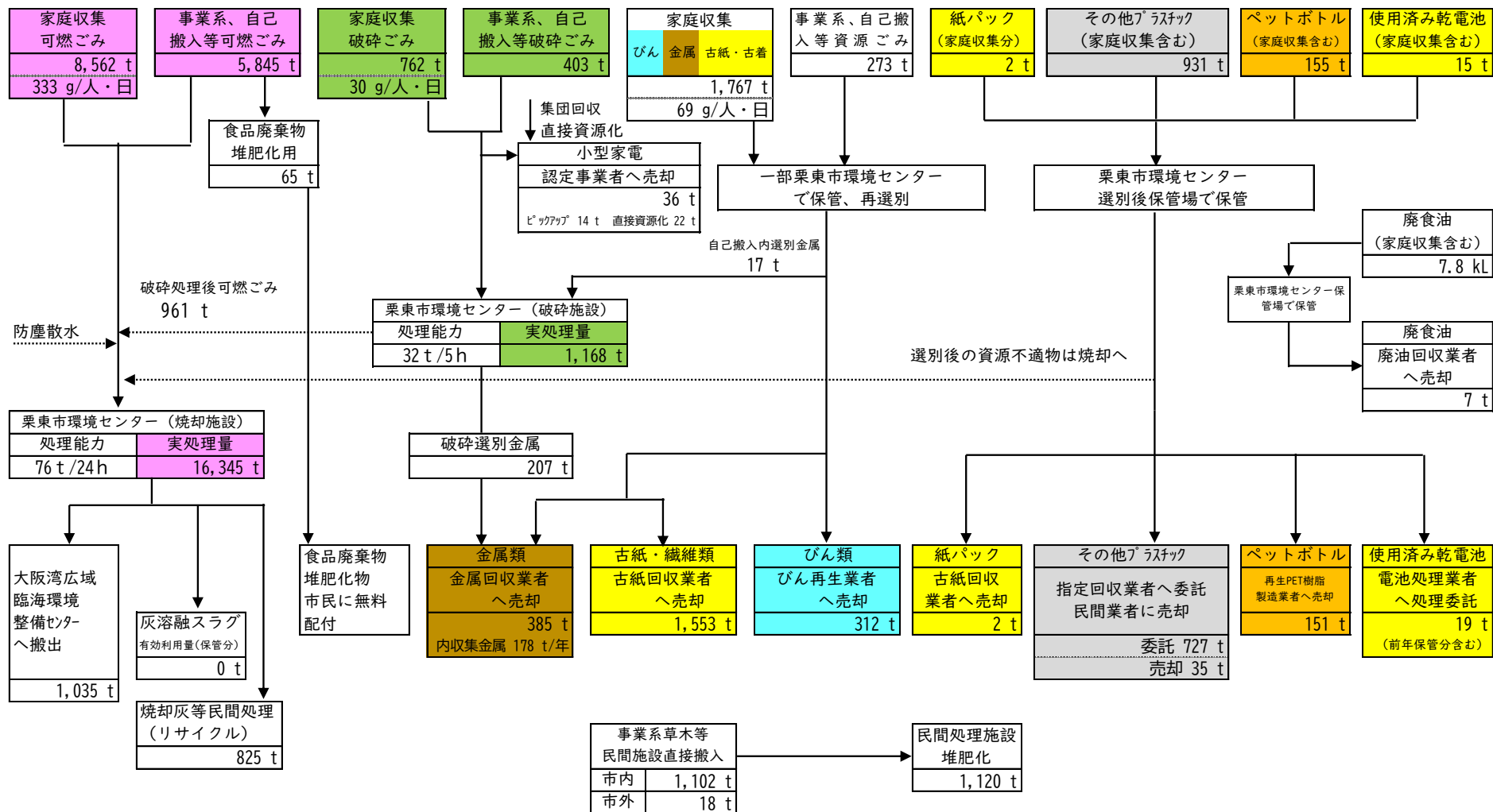


図5-4 計画処理フローシート (数値は、令和4年度実績)

4 最終処分計画

4-1 最終処分に関する基本方針

- ・ 減量化・資源化による埋立量の抑制
- ・ フェニックス関連自治体との協力による最終処分場の安定確保

4-2 最終処分の方法

1) 最終処分対象物

- ・ 焼却施設からの焼却灰、ばいじん（焼却飛灰）

2) 最終処分の方法

引き続き、フェニックスに処分委託を行います。

最終処分量を減少させるため、費用対効果を勘案し、焼却灰、ばいじん（焼却飛灰）の資源化を行います。

なお、自治会活動等における環境保全事業に伴う河川等の浚渫土の処理は、岡最終処分場に埋立処分します。

5 その他ごみの処理に関する計画

5-1 特定家庭用機器（家電4品目：エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

家電リサイクル法では、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡すことが求められていることから、指定引取場所や小売業者等へ引き渡すよう指導します。

5-2 パソコン

資源有効利用促進法では、パソコンメーカーによる回収・リサイクルが義務づけられていることから、パソコンメーカーによる回収・リサイクルシステムを利用されるよう情報提供を行います。

また、小型家電リサイクル法に基づく回収の対象となっていることから、小型家電の集団回収等について情報提供を行います。

5-3 適正処理困難物

特定家庭用機器やパソコン以外のもので収集できないもの、環境センターにおいて受入れを行っていないものについては、販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導するとともに、適正処理業者等の情報提供を行います。

- ・ 爆発性、毒性、感染性等のあるおそれがあるもの（劇薬、毒薬、農薬、ガソリン、石油、オイル、注射針など）
- ・ 処理困難物（タイヤ、バッテリー、バイク、自動車（部品を含む。）、充電式電池、ピアノ、焼却灰、土、砂、消火器、ガスボンベ、FRP製品等）
- ・ 産業廃棄物（廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物で、廃棄物処理法第11条第2項に規定する産業廃棄物を除く。）

5-4 災害廃棄物

災害発生時においては、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（粗大ごみ等の廃棄物）に対する特別な対策が必要となります。

本市においては、平成31年3月に「栗東市災害廃棄物処理計画」を策定しています。また、広域処理が必要な場合においては、「滋賀県災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑な処理を推進します。

5-5 不法投棄

不法投棄の防止及び早期発見のため、市内事業者と不法投棄に係る情報提供に関する覚書を締結し、広く情報収集を行っています。また、不法投棄監視員、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを強化します。

投棄者が判明した場合は、警察と連携し、投棄者に適切な処理をさせるとともに原状回復をさせるなど厳しい姿勢で対応します。投棄者が判明しない場合は、土地管理者や地域住民と連携し、再発防止策を検討し、不法投棄がしづらい環境整備を行います。

5-6 資源ごみの持ち去り行為者及び無許可の不用品回収業者への対応

資源ごみの持ち去りについては、栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例において、市から委託を受けた者以外の者が収集、運搬してはいけないと規定しており、違反した場合は罰金を科しています。あわせて、警察とも連携し、パトロールを強化していきます。

また、無許可で違法な不用品回収業者を利用しないよう市民に啓発していきます。

5-7 一般廃棄物収集運搬業の許可

本市の一般廃棄物排出見込量に対し、既存の許可業者の収集運搬能力が十分に満たされていることから、原則として新たな一般廃棄物収集運搬業の許可は行わないものとします。

用語解説

【あ行】

圧縮梱包

ペットボトルやその他プラスチック等を貯留・選別のうえ圧縮梱包機にて立方体に成型する工程のことで、一時保管した後にリサイクル業者等へ引き渡す。

一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が毎年度、全国の市町村等に対して行うもので、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめたもの。

エフアールピー - FRP

繊維強化プラスチック（Fiber Reinforced Plastics）は、ガラス繊維等の繊維をプラスチックの中に入れて強度を向上させた複合材料で、自動車や航空機、船舶等の部品やユニットバス、浄化槽等に使用されている。

エネルギー回収型廃棄物処理施設

環境省の循環型社会形成推進交付金制度において定められた、可燃系ごみを処理する施設のうち、エネルギー回収効率の高いごみ焼却施設、バイオガス化施設のこと。

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画

「大阪湾フェニックス計画」ともいい、近畿2府4県169市町村の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な最終処分を行うために埋立処分場の整備等に関する基本的な事項を定めた計画。

大阪湾広域臨海環境整備センター

大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ大阪湾の広域処理場整備対象港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする最終処分場整備事業実施法人。

温室効果ガス

地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされる。平成9年に京都市で開かれたCOP3（気候変動枠組条約締約国会議）で採択された国際約束「京都議定書」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs、空調機器の冷媒等に使

用)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)を温室効果ガスとして削減の対象としている。

【か行】

家庭系ごみ

一般廃棄物の「ごみ」のうち、一般家庭の日常生活に伴って生じたもの。

家電リサイクル法

平成10年に制定された、①エアコン、②テレビ、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機の特定家電4品目、「特定家庭用機器」について、小売業者に消費者からの引取り及び引取った廃家電の製造者への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に引取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務づけた法律。

環境負荷

人が環境に与える負担のことで、「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められている。

環境保全事業

地域の生活環境保全を目的として市内の各自治会で実施する一斉清掃等の環境美化活動及びごみ集積場の維持管理等の一般廃棄物処理の推進に係る事業。

感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、人に感染する病原体が含まれていたり、付着している廃棄物。それぞれ感染や付着のおそれがある廃棄物も含まれる。

管理型最終処分場

分解腐敗して汚水を生じる廃棄物等を埋め立てる処分場で、遮水工（処分場の側面と底面は水を通しにくい材料でお椀状に作られており、雨等が廃棄物と接触して汚水（浸出水）が発生しても処分場外部に汚水が漏れることを防いでいる）や、浸出水を処理し河川等の公共用水域や公共下水道等へ放流するための処理施設の設置が義務づけられている。

きよてんかいしゅう 拠点回収

ごみの排出者が、主に公共施設等の定められた場所に持って行き、回収を行う方法。本市では、小型家電、蛍光灯、廃食用油について実施している。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

「容器包装リサイクル法」に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う団体。

高速回転^{はさいき}破碎機

粗大ごみや破碎ごみを高速回転している鋼鉄ハンマーにより、一括混合破碎する。衝撃・せん断・圧縮・磨砕の複合破碎をすることにより、破碎物を資源として選別しやすい大きさに揃える。

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の略称で、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的とし、平成 24 年に制定され、特定家電を除く、ほぼ全ての家電を対象としている。小型家電製品に含まれる有用な金属類をリサイクルし、埋立処分場の延命化や有害金属の適切な処理を目的に、国の認定を受けた業者が再資源化することを義務づけた法律。

【さ行】

サーマルリサイクル

ごみを焼却した際に生じた熱をエネルギーとして回収することで、「熱回収」ともいう。回収された熱は、発電や施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等の利用方法がある。

災害廃棄物

地震や水害、土砂等の災害によって発生する木くずやコンクリート殻等の廃棄物（災害がれき）や、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（災害ごみ及びし尿）。

最終処分

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的に埋立処分又は海洋投入処分される。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。

再商品化

ごみを製品の原料等にリサイクルすること。一般廃棄物の約 6 割（容積比）を占める容器包装について、リサイクルの推進によって減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成 7 年に制定された「容器包装リサイクル法」では、市町村が分別収集した容器包装ごみを、メーカーが製品や製品の原材料として売ったり無償で譲ったりできる状態にすることを指す。

産業廃棄物、一般廃棄物

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める 20 種類（①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残渣、⑪動物系固形不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、⑮鉱さい、⑯がれき類、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳上記 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの）をいい、それ以外の廃棄物が「一般廃棄物」とされている。なお、一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。

残余埋立容量

現存する最終処分場（埋立処分場）が満杯になるまでの、以後の埋立可能量の推計値。

事業系ごみ

事業所から出る廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられる。「産業廃棄物」は、事業者の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定める 20 種類（別掲「産業廃棄物」を参照）で、産業廃棄物以外を「事業系一般廃棄物」とし、食品の売れ残りや刈草、古紙類等がある。

資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称で、事業者による製品及び副産物のリサイクル対策、製品の省資源化等による廃棄物や、副産物の発生抑制（リデュース Reduce）対策、回収した製品からの部品等の再使用（リユース Reuse）対策を促進し、循環型社会の構築を目指すことが定められている。

自己搬入

引越し等で多くのごみが出るときに、あらかじめ市役所で一般廃棄物自己搬入許可書の交付を受けて、分別したごみを直接、環境センターに搬入すること。

指定引取場所

家電リサイクル法に基づき、製造業者等が小売業者から特定家庭用機器の廃棄物を引き取る場所として、あらかじめ指定する場所のことで、全国に 380 ヶ所ある。指定引取場所は、対象機器の廃棄物のリサイクルが能率的に行われ、小売業者・市区町村等からの円滑な引渡しが確保されるように配置されている。

集団回収

本市では、市内の一般家庭より排出される使用済小型家電のリサイクルを推進するため、公共施設において日時を定め年 2 回、無料で回収を行っている。

このほか、自治会や PTA、地域団体が中心となって空き缶や古紙等の資源を集め、これを回収業者に引き渡すことにより資源化を推進すること。

しゅんせつど 浚渫土

河川等の底を掘削することにより発生する、土砂や堆積泥（へどろ）等。

ざんさ 食品残渣

食品関連事業所から出る食品由来のごみのことで、飲食店の調理残渣のほか、客の食べ残し、売れ残り、消費期限切れの食品等がある。

助燃剤

焼却炉において、可燃ごみだけでは完全に燃えない場合、灯油等を一緒に燃やしており、このような燃料のこと。

じんかい 塵芥

塵（ちり）と芥（あくた）で、価値のない不要なものやそのたとえ。ここでは「ごみ」のことを指す。

じんかいしゃ 塵芥車

日本で最も普及している機械式ごみ収集車で「パッカー車」ともいう。収集したごみを自動的に荷箱に押し込み圧縮する装置を備えている。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。リサイクルに伴うエネルギー使用量と残渣を抑制できれば、同一製品を作るために繰り返し使用できることから、持続可能性が高いとされている。本市は、令和 5 年 2 月 1 日に「キリンビバレッジ株式会社」並びに「豊田通商株式会社」と「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結し、年間約 140t のペットボトルをペットボトルに繰り返し再生することで、二酸化炭素の排出量が削減できる。

ステーション方式

ごみの排出者が、地域で決められたごみ集積場（ステーション）にごみを排出し、回収する方法。

ストーカ炉

階段状に傾斜した火格子上にごみを供給し、火格子の下方から空気を吹き込みながら焼却する方式。ごみは乾燥、燃焼、後燃焼の 3 つのゾーンを経て焼却処理される。

スラグ

可燃ごみを焼却したときにできる焼却灰を、灯油等を使って1,300℃以上の高温に加熱し、熔融・固化してできるガラス状の生成物で、主に公共工事の建設・土木資材として利用される。

【た行】

堆肥化施設^{たいひか}

学校給食共同調理場（給食センター）や食品産業等から排出される食品廃棄物等の有機廃棄物を堆肥化する施設。

第三次栗東市環境基本計画

平成15年に施行した「栗東市環境基本条例」に基づき、市・市民・事業者・滞在者、それぞれの役割分担の下「環境にやさしい社会」を早期に形成することを目的として、本市の環境全般に関わる取り組みを総合的かつ計画的に進めるための基本となる考え方等を示しており、計画期間を令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年としている。

適正処理困難物

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なものをいう。環境大臣が指定する品目で、現在、①タイヤ、②テレビ、③冷蔵庫、④スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。

特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物

産業廃棄物や一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。

土壌改良材

耕作に適した土にするために、土壌に施して土の性質を変える働きをもつ資材。

トレンド分析

ある値の時間的な変化に注目し、その変化の原因となる事象を推測する分析手法。

【な行】

生ごみ処理容器

生ごみを乾燥・堆肥化する容器のことで、電気を使用し、生ごみを乾燥加熱により減量・減容することができる電気式のものや、電気を使わずに容器の底に土を入れ、中に生ごみと土を交互に重ね発酵させて有機肥料を作る「コンポスト」

がある。本市では「栗東市生ごみ減量化推進補助金制度」があり、どちらも補助の対象としている。

【は行】

廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称で、廃棄物の排出を抑制し、その適切な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律。

ばいじん・焼却飛灰^{しょうきやくひばい}

ばい煙の一種で、すすや燃えかすの固形粒子状物質。ごみ等を焼却炉で焼却する際に排ガス中に含まれている物質で、ろ過式集じん器で捕集された固形物。

排出原単位^{はいしゅつげんたんい}

1人1日当たりのごみ排出量(グラム/人・日)のこと。算出式は次のとおり
[排出量(t/年)×1,000,000÷人口(人)÷365(日)] ※閏年は366日

ハイブリッド方式

焼却処理技術とメタン化技術を組み合わせた処理方式のことで、燃やすごみの中からメタン発酵に適したごみを機械選別し、生ごみ、紙類等から乾式メタン発酵処理により発生したバイオガスを回収し、発電を行う。機械選別で残った発酵不適物やメタン発酵残渣等は、焼却施設のごみピットに運ばれ、焼却炉において焼却処理を行う。

破碎残渣^{はさいざんさ}

破碎選別施設の破碎処理工程で排出される残渣で、主に木くず等。

ピックアップ回収

破碎ごみや粗大ごみとして回収されたものの中からリサイクル可能な小型家電等を抜き取り資源化すること。

不法投棄

廃棄物処理法第16条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反し、道路や河川等の公共用地や他人の所有地等に廃棄物を投棄する行為。

不法投棄監視員、不法投棄ボランティア監視員

不法投棄の早期発見及び防止により、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、市長が委嘱する者で、守秘義務がある。定数は12人以内で委嘱期間は1年以内、不法投棄の未然防止のための地域啓発、不法投棄の

早期発見のための指定地域の巡視、不法投棄者及び不法投棄物発見時の速やかな連絡・報告と警察等への通報が職務となる。また、報酬等のない「不法投棄ボランティア監視員」の登録制度がある。

不法投棄に係る情報提供に関する覚書

平成 22 年 3 月 3 日に市内事業者と本市の間で締結。従業員から集配業務等を通じて知り得た不法投棄に関する情報を市に提供してもらうことで、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図ることを目的としている。

プラント排水

工場設備、生産設備からの排水。

ベースメタル

埋蔵量・産出量が多く精錬が簡単な金属のことで、鉄、銅、亜鉛、スズ、アルミニウム等を指す。

【ま行】

マテリアルリサイクル推進施設

環境省の循環型社会形成推進交付金制度において定められた、不燃ごみ、プラスチックごみ等の資源化施設、資源ごみ等のストックヤード、焼却灰を熔融処理し資源化する灰熔融施設等の廃棄物の資源化に寄与する施設。

水切り

家庭で出されるごみの約 35%が生ごみ（令和 3 年度栗東市ごみ組成調査結果より）であり、そのうちの大半が水分であるといわれ、捨てる前に手でしぼったり、三角コーナーやネットを使用し水分を取り除くこと（水切り）でごみの減量化となり、焼却時の二酸化炭素発生量を減らすことができる。

【や行】

野外焼却

家庭や事業所から出たごみを野外で焼却することをいい、「野焼き」とも呼ばれる。煙や悪臭によるトラブルや生活環境の悪化、ダイオキシン類等の発生が懸念され、火災や大気汚染の原因ともなる。廃棄物処理法でも原則禁止されており、違反すると罰則規定がある。

有価物

鉄くず、ビン、古紙等の再生可能な不用品で、有償での引渡し可能なもの。

ユニック車

積載型トラックに小型のクレーンを架装している車両のことで、「トラッククレーン」とも呼ばれる。

容器包装プラスチック

お菓子の袋、納豆やカップ麺等のカップ類、洗剤のボトル等のプラスチック製の容器や包装。

ようゆう 溶融処理、はいようゆう 灰溶融施設

焼却灰と焼却飛灰を灯油等によって約1,300℃の高温で溶かすこと、またそのための設備。溶けた灰は急冷されて「スラグ」と呼ばれるガラス状の小さな粒になる。

【ら行】

栗東市災害廃棄物処理計画

本市において、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことで、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障防止を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的として、平成31年3月に策定。

栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本市における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、「廃棄物処理法」及び「湖南広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定めるもののほか、一般廃棄物の処理及び清掃に関して必要な事項を定めたもの。

レアメタル

金や銀等の貴金属を除く希少金属のことで、埋蔵量が少なく、採掘と精錬のコストが高い等の理由で、流通・使用量の少ない非鉄金属であるリチウム、チタン、ニッケル、マンガン、白金等を指す。

ろばんざい 路盤材

道路を舗装する際、地面を掘り下げてならし、つき固めて使用される地盤用の碎石。



〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
電話：0177-553-1234（代表） ファックス：077-554-1123（代表）
栗東市ホームページ URL：<https://www.city.ritto.lg.jp/>